

平成16年3月11日

1. 出席議員

1 番	徳村博紀	13 番	井手常道
2 番	伊東茂	14 番	青木幸平
3 番	福井正	15 番	中村清
4 番	水頭喜弘	16 番	谷口良隆
5 番	橋爪敏	17 番	中島邦保
6 番	山口瑞枝	18 番	吉田正明
8 番	橋川宏彰	19 番	谷川清太
9 番	森田峰敏	20 番	松尾征子
10 番	北原慎也	21 番	中西裕司
11 番	寺山富子	22 番	小池幸照
12 番	岩吉泰彦		

2. 欠席議員

7 番 中村雄一郎

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	坂本博昭
局長補佐	坂本芳正
管理係長	迎英昭

平成16年3月11日（木）議事日程

開 議（午前10時）

- | | | |
|-------|------------|--|
| 日程第1 | 議案第8号 | 鹿島市臥竜ヶ岡体育館設置条例の制定について（質疑、討論、採決） |
| 日程第2 | 議案第9号 | 鹿島市自然の館設置条例の制定について（質疑、討論、採決） |
| 日程第3 | 議案第10号 | 鹿島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決） |
| 日程第4 | 議案第11号 | 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決） |
| 日程第5 | 議案第12号 | 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決） |
| 日程第6 | 議案第13号 | 一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決） |
| 日程第7 | 議案第14号 | 鹿島市中小企業融資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決） |
| 日程第8 | 議案第15号 | 平成15年度鹿島市一般会計補正予算（第7号）について（質疑、討論、採決） |
| 日程第9 | 議案第16号 | 平成15年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について（質疑、討論、採決） |
| 日程第10 | 議案第17号 | 平成15年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計補正予算（第1号）について（質疑、討論、採決） |
| 日程第11 | 議案第18号 | 平成15年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について（質疑、討論、採決） |
| 日程第12 | 議案第19号 | 平成15年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第5号）について（質疑、討論、採決） |
| 日程第13 | 議案第20号 | 平成15年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第2号）について（質疑、討論、採決） |
| 日程第14 | 議案第21号 | 市道の路線認定について |
| | 議案第22号 | 市道の路線認定について（質疑、討論、採決） |
| 日程第15 | 議案第23号～30号 | 市道の路線変更について（質疑、討論、採決） |

午前10時 開議

○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程は、お手元の日程表どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

○議会事務局長（坂本博昭君）

おはようございます。諸般の報告をいたします。

本定例会に提案されました議案の一部につきまして、お手元に配付をしております正誤表のとおり訂正したい旨、市長から議長あてに申し出がありましたので、そのように訂正方をお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（小池幸照君）

お諮りいたします。議案第8号から議案第30号までの23議案は、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第8号から議案第30号までの23議案は委員会付託を省略することに決しました。

日程第1 議案第8号

○議長（小池幸照君）

それでは、日程第1．議案第8号 鹿島市臥竜ヶ岡体育館設置条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

議案第8号 鹿島市臥竜ヶ岡体育館設置条例の制定について御説明いたします。

これは雇用能力開発機構が設置しました勤労者体育施設、これ一般型と言いますけれども、鹿島勤労者体育センターについて、昭和53年の4月1日付で締結しました運営委託契約により鹿島市が管理をしてきました。施設の用途の廃止に伴いまして、雇用能力開発機構から鹿島市が譲渡を受けたことにより設置条例を制定するものでございます。

臥竜ヶ岡体育館というこの名称につきましては、地元の浜公民館を通じて公民館だよりで募集を行いました。そして、この名称に決めたところであります。

それでは、条例の中身に入らせていただきます。この条例につきましては、ほかの社会体育館とほとんど同じ内容であります。

第1条 設置ですけれども、市民の体育の振興及び健康の増進を図るために鹿島市臥竜ヶ

岡体育館を設置するものであります。

第2条の位置、鹿島市浜町甲4401番地2、これは浜公民館と同じ地番であります。

第3条の管理運営、教育委員会が管理運営をするものであります。

第4条 使用の許可、あらかじめ教育委員会の許可を受けるということであります。

第5条が使用許可の制限、ここに(1)(2)(3)とありますけれども、この場合は使用を許可しないというものであります。

第6条が権利譲渡の禁止であります。

第7条が許可の取り消し、(1)の条例や規則に違反したとき、(2)の使用の許可の条件に違反したとき、(3)が教育委員会が必要と認めたときは許可の取り消しをするというものであります。

10ページに行きまして、第8条の使用料、使用料は別表、下の方と次の11ページありますけれども、別表に定める使用料を前納するというものであります。

第9条が使用料の減免、これは規則で減免の規定、詳しくは設けております。

第10条が使用料の還付、使用料は還付しませんが、特別の事由があるときは還付をすることができるというものであります。

第11条が原状の回復、体育館の使用が終了したときは原状に復さなければならないというものであります。

第12条が損害賠償、体育館の設備などを壊したりしたときは損害の賠償をしなければならないというものです。

第13条が委任で、必要な事項は規則で定めとなっております。

次に別表、使用料ですけれども、1が占有使用の場合、2が部分使用の場合であります。

附則としまして、この条例は平成16年の4月1日から施行をするというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいまの説明されたことについてですが、内容的な云々は別といたしまして、今回譲渡を受けたわけですね。ちょっと内容的によくわかりませんのでお尋ねをしたいと思います。譲渡を受けたというのは、次の自然の館も同じですが、この譲渡を受けたことによって維持管理その他について財政的にどのような影響が出るのか、変わらないのか、それともどういう形になっていくのか、その辺についての御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

松尾議員の、譲渡を受けたことにより維持管理がどうなるかということですが、これまでも維持管理の費用は鹿島市で支出をしておりますので、これにつきましては今までどおりであります。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいま維持管理は今までと同じだということですが、じゃ、一切、今までの状態と変わりはない形での運営がされていくというふうに受けとめていいんでしょうかね。市が特別何らかの財源をつぎ込まなくてはいけないとか、そういうのは全くないと、今までと同じ状況だと受けとめていいでしょうか。

○議長（小池幸照君）

中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

これまでも清掃とか管理とか光熱水費、そういったものを市の方の負担でやってきておりましたので、今までと同じやり方になります。

以上です。

○議長（小池幸照君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第8号 鹿島市臥竜ヶ岡体育館設置条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって議案第8号は提案のとおり可決されました。

日程第2 議案第9号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第2. 議案第9号 鹿島市自然の館設置条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

議案第9号

鹿島市自然の館設置条例の制定について

鹿島市自然の館設置条例を別紙のとおり制定する。

これは、平成16年度より自然の館が市に譲渡されることに伴い、条例を制定する必要があるため、ここに上程させていただきます。

内容につきましては、13ページに条例の内容を書いています。

ここで大きく今回変わっているのは、このたび16年度から鹿島市が譲渡を受けまして管理をするということで、維持管理につきましては、市が直接じゃなくて委託をしたいという旨がございました。それで、その旨について、今度法が変わりまして、地方自治法の第244条の2というのが昨年9月2日に改正になりました。

これはどういうことかといいますと、今までも公の施設を公共的団体等に委託をすることができておりましたけれども、今回改めて指定管理者という制度が変わりまして、これ公の施設の管理主体の範囲を民間事業者等まで広げて、住民サービスの向上、行政コストの縮減等を図る目的で創設されたと、今度の改正がなされております。

それで、今回、指定管理者を決めるに当たっては公募をいたしまして、それを決定し、議会にかけなければならないというふうな制度が変わっております。それで、ただ単に設置条例だけでなく、指定管理者制度を盛り込んだ一つの条例を今回出しております。

それでは、鹿島市自然の館設置条例。

第1条として、設置ということです。

これは市民が自然との触れ合いの中で、森林の機能及び林業の役割について学習する機会を提供することにより、地域間交流の促進を図り、もって林業及び地域の振興に寄与するため、鹿島市自然の館（以下「自然の館」という。）を設置するということで、今回設置の理由として上げています。

それから、第2条 位置として、自然の館は鹿島市大字山浦丙3871番地88に置く。

それから、第3条 施設の管理、ここで自然の館の管理は地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとするというところが出てまいります。

第4条から、その指定管理者の業務等について上がっております。

ここで市が直接行う場合は、(2)のところにありますように、利用料金という形で今回出ておりますが、直接行う場合は使用料という形ではありますが、今回、指定管理が管理をし、そ

の徴収を指定管理者が行うということになりまして、利用料金という形に変わります。

それから、第5条 指定管理者の指定の申請ということでここに上げています。

それから、第6条 指定管理者の指定、これは先ほど申しましたように、市長が指定管理者の候補を選定して、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならないという形になります。

第7条、これは指定管理者の業務報告の聴取等によるということです。

第8条、指定の取り消し等についてここに述べております。

それから、第9条の開館時間につきまして、これは県が所有していたときの自然の館の開館時間と若干変えさせていただいています。ここの開館時間の9時から午後5時までというのはそのままでございますけれども、宿泊室の利用に当たっての時間が以前は午後4時から翌日の午前10時までとしておりましたが、お客様が早目に来られるということもございますので、午後2時から翌日の午前10時までというふうに定めたいと思います。

それから、休館日につきまして第10条、ここも毎週火曜日ということですが、以前は毎週月曜日ということで上がっていましたが、どうしても日曜日の宿泊のお客様の対応ということで、月曜日はあけざるを得ないような状況が続いておりましたので、火曜日を休みにしたいというふうに思っています。

それから、11条 利用の許可及び制限ということで、ここに6項目上げております。

それから、第12条 原状回復の義務。

それから、第13条 利用料金についてということで、これは先ほど申しましたように、利用料金は指定管理者に利用料金を納入しなければならないというふうになります。

それから、個人情報の取り扱い等について、第14条で上げております。

それから、第15条 損害賠償についてという項目を上げさせてもらっています。

それから、第16条で、詳細については規則の方で定めたいというふうに思います。

これは施行期日は、平成16年4月1日から施行するというところで、先ほど申しましたように、一応この条例が通りましたから事務的には公募をしたいと思います。それで、指定管理者を決めた段階で、6月の議会で議員の皆さんにお諮りをしたいということで、その間は直接市が管理をする形になりますので、経過措置として下の方に時間を上げているところがございます。

それで、利用料金につきまして、ここに書いていますように、3カ月間は使用料ということで読みかえて取り扱いたいと思いますが、まず使用料につきまして、研修室、2時間まで千円ということです。これは前の施設のときには9時から17時まで1日ということですが、4千円という取り決めがされておりました。それで、半日単位で2千円というふうな書き方がありましたので、この半日というのが時間的に不明瞭な部分がございますので、2時間について千円ということで、トータルとしては4千円という形になります。そういう書き方をい

たしております。

それから、宿泊室の利用料につきましては、従来は高校生以上が 2,300円でした。中学生以下 1,300円ということでしたけれども、今回 2,500円という形で上げさせていただいておりますけれども、今回、自然の館自体を整備しながら、また、要望等でよく上がっております、冷暖房の設備がありませんということでかなり苦情もあったようです。その辺の設備も今回から整備をするということ含めて、今回、利用料金を上げさせていただいております。

以上のようなことで、今後取り決めをしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

5番の橋爪でございます。1点だけ、お伺いをしたいと思います。

ただいま自然の館の設置条例についての説明がございましたが、16年の4月1日より市が県から譲渡を受けて、今度さらに、ここの3条にありますように、指定管理者にお願いすると、こういうことで説明がございましたが、これはまた公募をするという話がございましたが、もう公募はされているか、今からされるのか、その辺の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

橋爪議員にお答えいたします。

公募をするということですが、これは先ほど申しましたように、今度事業が変わりまして、公募をしなければならないというふうになっておりますので、公募をして選定したいと思いますが、実際、鹿島市といたしましては、ここに設置条例の中の1条にもありますように、山林の振興及び地域の振興ということで、鹿島では今ダムができて444号線が開通いたしまして、能古見周辺の活性化というのを農林課でも考えております。そういう意味で、できれば地元の皆さんたちがここを活用しながら頑張っただけならばという希望がございますので、そういう意味で選定についても考えてはいきたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君

○5番（橋爪 敏君）

地元の地域振興を図る意味からも考えていきたいというふうな答弁でございましたが、もし、今後地元の方に管理委託をお願いするとなりますと、やっぱり集客力がないといかんし、できるだけ黒字になるように管理委託者は努力をしてもらわにゃいかんわけですが、そのた

めには自然の館の設備、施設、これ完備をされたものを県から譲渡してもらうのが一番鹿島市としてもいいわけですから。

この前、1月ごろか2月ごろやったと思います。あそこをちょっと通ったときに、自然の館の改修が行われておりました。そういうことでされているんじゃないかと私は思っているんですが、どのような改修がされたのか、お伺いいたします。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

橋爪議員にお答えいたします。

改修につきましては、県から譲渡を受ける際にいろいろ故障箇所もございましたので、その辺含めて県の方で改修をしてこちらに渡していただきたいということで要望を出しておりました。それで、それに沿って改修工事が一応終わりました。その中身につきましては、屋根が一部継ぎ目の部分で雨漏りの部分がございました。それから、年数も経過いたしますので、外壁また内壁について塗装等がかなり傷んでおりましたので、塗装の塗りかえを全部やっています、見違えるように今なっていると思いますけれども。

それから、外部については、テラスの改修を行っています。それから、内部では、浴室の段差があって不自由な方あたりも対応できるような手すりをつけたりというふうな工事も今回行っております。それから、電気設備の関係で、研修室の明かりがちょっと暗いという御要望もあったので、明かりをふやして、それから外の方には外灯をふやして、できればバーベキューあたりできるような形でということで、今整備を終わったところでございます。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

実は私も2年ほど前、自然の館について質問をしたと思いますが、ちょうどあその前に平谷直売所がありますが、私もおとしの夏、とにかく一番暑い年やったと思います。あそこに水くみに行ったときに、自然の館に泊まっておられたお客さんが水くみのところに来ておられまして、「どちらからですか」と聞いたら、「福岡県から」とこう言われたわけですが、「夕べ自然の館に泊まったら、もう熱帯夜で暑くて寝られんやった」と、こういうことを言われましたので、私も以前質問したことがあります。先ほどちょっと課長の方からもありましたが、やはり夏は冷房ですね、冬はエアコンはどうか、暖房はわかりませんが、そういうふうな、今聞いたところによりますと、1部屋しかエアコンというのですか、冷房はないということでした。今後このような計画は、もし市が譲渡を受けられた後、どのような計画をされているのかをお伺いいたします。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

お答えいたします。

先ほどの質問で空調設備、エアコンが特に夏の冷房ということでございますが、16年度の予算で大体4台を計画いたしておりまして、部屋数で言えば8部屋ございますが、1台ついておりましたから5部屋分、それで徐々にその辺の整備をしていきたいというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

最後でございますが、今後もし能古見地区に管理委託者をお願いするということになりますと、やっぱり赤字にならんように努力をせにゃいかんわけですから、受けられた場合には努力をしていただくものと思いますが、場合によっては、県から今までは助成も来ておったと思うわけですが、そういう支援ですね、今後市からの支援、こういうものをどのようにお考えておられるのかをお伺いいたしまして、質疑を終わります。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

今後の運営につきまして、市の支援ということでございます。

もちろん市といたしましても、今から特に指定管理者の皆さんにさせていただくということになりますから、先ほど私申しましたように、444号線沿いはこれから鹿島市の核を含めて拠点になるだろうと思っておりますので、その辺については一緒に頑張っていきたいなというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

ほかに。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいま橋爪議員の方から、最後に支援という形での御質問でありましたが、それに関連してお尋ねをしたいと思いますのは、今回の運営というのですか、施設の管理を指定管理者にするというようなことですね。ということになりますと、まずお尋ねをしますのは、そこに何名かの従事者も要ると思いますが、人員に関してはすべて指定管理の人たちで賄っていくといえますかね、採用その他はすべてそこに任せられるということなのか、それとも市の職員の派遣が何らかの形であるのか、まずお尋ねをします。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

お答えいたします。

先ほど申しましたように、今回は指定管理者ということでお願いをするわけですので、職員の派遣はございません。それで、受けられた管理者の方が採用をして運営していただくということになります。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

次にですが、運営をしていくに当たっては、一番財政的な問題だと思いますね。先ほどもちょっと出ましたけど、ここの管理に当たっては、すべてここで利用料金その他、収入があったものを、それだけで賄っていくのか、それとも定期的に市の財源を幾らかつぎ込んでいくという、そういう予定があるのかどうか、その点をお尋ねします。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

お答えいたします。

今の運営の問題になりますけれども、この指定管理者制度になりますと、先ほど申しましたように、使用料から利用料金という形になります。だから、利用料金は指定管理者が受け取るようになります。それで、ちなみに14年度の利用料は 3,400千円程度ございました。だから、この分は指定管理者の方に行くわけです。

それと、あと市で考えているのは、施設を維持するための例えば浄化槽とか、そういう保守点検含めて、その辺については市の方で一応見ていくということでありまして。そして、当面は、来年度については、まず1名分だけは市の方で見ますということで、予算的にも計画をいたしているところでございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいま昨年度 3,400千円ほどの収益があったというようなことですが、それから考えますと、例えば、職員を入れ、そして維持をしていくと。これ 3,400千円というのは純益なんではないかね、その辺ちょっとわかりませんがね。どっちにしても、それだけぐらいの経費で順調に運営ができるかどうかということになると思います。そういうことになりまして、ある程度の保障といいますか、その辺が必要になってくる分もあるんじゃないかと思いますがね。

だから、今の保障と同時に、もう一つは、やはり収容人員をもっとふやして利益を上げて

いくというような、いろんなあり方があると思うんですが、その点について、今までの経営状況の中で委託といたしますか、指定業者を決めて順調に運営ができるとお考えなのかどうかですね。受けた人たちがやっぱり負担になって、結局、後しぼみになるようでは問題だと思えますから、その辺についてはどんなにお考えなんでしょうか。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

お答えいたします。

実は、この委託を考えていたときに、当初、能古見の振興会の方ということでお話を進めておりました。それで、その後、先ほど申しましたように、昨年の9月に法が変わりまして、公募をしなければならないということになりましたけれども。

そういうことで、今も含めてですが、実際、運営上についてどういうふうな形でやった方がいいのかということは、今担当課の方と打ち合わせを密にやって進めようとしております。だから、そういうことで、もちろん市の方もお願いしただけということじゃなくて、先ほど橋爪議員ありましたように、誘致というか、お客様を誘客する部分も一緒に考えていきたいということで、今話をしているところでございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

やはり運営がどうなっていくかということが一番問題だと思いますので、その点についてはぜひ慎重に検討していただき、ちゃんとした目標といたしますか、計画を立てていただきたいと思えます。

最後にですが、一応公募だということですね。これは市内業者だけからなんだろうかね、その辺はわかりませんがね。例えば公募をしたとして、そういうことはないと思いますが、あそこのところに商売——商売と言ったらおかしいですが、それだけの利益を得る価値があると見たときに、例えば、専門業者が応募をしたということだって考えられないことはないですね。そういうことになりますと、そこが栄えればいいという問題じゃないわけで、例えば、地元の振興会の人たちが今まで非常に努力をしながら支えておられるわけですから、その人たちがさらにそこで力を発揮できるような形にしなければいけないと私は思いますよね。恐らく、そういう法の改正がなければ、そのまま横滑りで行ったんだと思いますがね。そうしなくちゃいけないと私は思っていますがね。

しかし、公募ということがある以上は、例えば最悪の場合、そういう事態が出てきた場合に、条件がよりそろえば、それをはねのけるということができないということだってあるんじゃないかと。これは私の心配のし過ぎなら、それでいいわけですがね。もしそういうこと

があった場合には、私は本当に、せっかく能古見の振興会の人たちが一生懸命やろうと、さらに意気込みをされているところにそういう形があっちゃいけないと思いますが、そういうことになれば公募の条件だとか、いろんなので制限をすとかいうのが出てくると思いますが、そういう心配はないんでしょうかね。そして、そういう対策といますか、そういうのをどうお考えなのか、最後にお尋ねをします。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

この件については、私たちもこの法ができたときに、ちょっと体制が変わったなという感じを持っておりました。それで、先ほど条例を出しましたように、まず設置の中で、この目的というのが鹿島の森林の育成と、それから地域の振興ということが上がっておるわけです。だから、これの目的に沿って、最終的には市長が選定をいたしますので、それによって議会にお諮りをしたいということでございますので、先ほど議員申されますように、その要件というのをうちの方でつくりたいというふうに考えております。

○議長（小池幸照君）

15番中村清君。

○15番（中村 清君）

地元の人に委託か、それはどうなるかわかりませんが、一番心配なのは食中毒とか事故ですね。指定をされた方の、任された方の。そういうときに、例えば、市の職員の場合は市の方でちゃんと面倒見られますけど、事故の場合。もし事故を起こしたり何かされたとき、責任はどうなるのか、その保障問題はどうか、その点どう考えていらっしゃるのか。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

何か事故があったときということでございますけれども、これはあくまでも指定管理者が受けたこととございますので、そちらの責任ということになります。しかし、このことについては保険等がございますので、それを掛けるということで今話もされていますし、当然その辺は考えておかなければならないと思います。

○議長（小池幸照君）

15番中村清君。

○15番（中村 清君）

多くの皆さんに来ていただくためには、やっぱりサービスをどんどんせにゃいかんと。サービスし過ぎて、もし事故があったら、きのうの肉やっけん、もうきょうは使おうか、うんにゃ、もうけんばらんけん、いや、ちょっとこれはきょうも使うていっちょこうとか、いろ

んなことがあると思います。そういう意味で、ちゃんとそのあたりの責任というのをしっかり明確にしておいて、そういうことで委託をしていただきたいということをお願いしておきます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第9号 鹿島市自然の館設置条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって議案第9号は提案のとおり可決されました。

日程第3 議案第10号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第3. 議案第10号 鹿島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

議案第10号 鹿島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について申し上げます。

議案書は17ページでございますけれども、説明資料の1ページから3ページで御説明を申し上げます。準則に沿った改正でございます。

今回の改正につきましては、職員の年次有給休暇についての条文の中の字句の改正でございます。説明資料の1ページから3ページまでにあります、旧の方に書いております「地方公営企業労働関係法」が「地方公営企業等の労働関係に関する法律」という名称に変わったというふうなことでございます。したがって、個々の条文につきましては説明を省略いたしますけれども、なぜ名称が変わったのかということをちょっと簡単に御説明申し上げたいと思います。資料はございませんので、ちょっとお聞きいただけたらと思います。

地方独立行政法人法というのが、この法律がことしの4月1日から施行されます。この法律の施行に伴って、いろんな関係する法律がずうっと整備されましたので、今回名称が変わったというふうなことでございます。

この地方独立行政法人というのはどういうものかというふうなことでございますけれども、例えば、地方公共団体の事務事業があります。このうちで民間委託等を考えたとしても、ただ、そうしたときに民間に任せますと、確実な実施が確保できない、事務事業の内容によってはそういうものがございます。そういった確実な実施が確保できないおそれがあるものは、法人を設立してこの法人で執行すると。そうしたものでございまして、この法人を地方独立行政法人というふうに言います。この法人は、地方公共団体が議会の議決を経て定款を定め、そして国または県の承認後設立すると、そういった手順になっております。

以上、改正の概要を申し上げましたけれども、御審議方よろしくお願いをいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第10号 鹿島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって議案第10号は提案のとおり可決されました。

日程第4 議案第11号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第4. 議案第11号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

議案第11号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

議案書は19、20ページでございますけれども、説明資料の4ページをお開きください。

今回の改正は、公務災害に関して審査会等から報告等を求められた場合、報告をしなかったり虚偽の報告をした場合の罰則規定を定めた内容でございます。その罰則金が「100千円」から「200千円」に改正されたというものでございます。

また、このページの下の方の備考としたところに、「別表第1」を「別表第2」に改正をお願いするというところでございます。これは準用する地方公務員災害補償法施行規則の別表が繰り上げられたことで、改正をお願いするというようなことでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第11号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって議案第11号は提案のとおり可決されました。

日程第5 議案第12号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第5、議案第12号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

議案第12号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

議案書は21、22ページですが、説明資料の5ページをお開きください。

今回の改正につきましては、教育公務員特例法の一部が改正され、条項の繰り上げによる改正でございます。

以上で説明を終わりますが、御審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第12号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって議案第12号は提案のとおり可決されました。

日程第6 議案第13号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第6 議案第13号 一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

議案第13号 一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

議案書は23ページから26ページとなっておりますが、説明資料の6ページから14ページで説明をさせていただきます。

説明資料ではページ数が9ページにわたっております。一つ一つの説明は省略をさせていただきます。改正の概要について御説明をさせていただきますと思います。

今回改正の第7条と10ページにあります7条の5、これは職員の退職手当を計算するとき勤続期間の計算がありますので、このことについて規定している条文ということで御認識をいただけたらと思います。今回、この条文の改正をお願いするというふうなことでございます。

改正の趣旨でございますけれども、先ほど説明をいたしました議案にも関係しますけれども、地方独立行政法人法の施行に伴いまして、地方独立行政法人という文言を随所に挿入したというのが、今回改正の概要でございます。

この条文の中身でございますけれども、地方公共団体と地方独立行政法人等の中で人事の交流も想定されます。そういうことから、退職手当を計算するときには人事交流の期間も勤

続期間に通算しますよというふうな規定でございます。

以上で説明を終わりますが、御審議方よろしく願いをいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第13号 一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって議案第13号は提案のとおり可決されました。

日程第7 議案第14号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第7. 議案第14号 鹿島市中小企業融資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。北御門商工観光課長。

○商工観光課長（北御門敏則君）

それでは、議案第14号 鹿島市中小企業融資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

今回の提案理由といたしまして、中小企業者の資金調達の円滑化及び市中小企業融資制度の利用促進を図るため、条例の一部を改正したいので、この案を提案するものです。

それでは、議案説明資料15ページをお開きください。

これは鹿島市中小企業融資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございますが、今回改正をお願いするのは第6条第4号、連帯保証人の「保証能力のある者 2名」「法人の場合は、役員個人連帯保証を必要とする。」という部分を、「保証能力のある者 1名以上」「法人の場合は、法人代表者以外に1名以上」と改めるものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第14号 鹿島市中小企業融資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって議案第14号は提案のとおり可決されました。

日程第8 議案第15号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第8、議案第15号 平成15年度鹿島市一般会計補正予算（第7号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

議案第15号 平成15年度鹿島市一般会計補正予算（第7号）について御説明を申し上げます。

別冊の平成15年度鹿島市一般会計補正予算（第7号）で御説明いたします。

今回の補正は、本年度予算の最終補正として、今年度実施してまいりました各種事務事業の確定したものと、また未確定のものにつきましては、最終の見込みにより、それぞれ増減調整して、これを編成いたしております。あわせまして、16年度の歳入不足の補てん財源とするため、単独事業費の予算残の20%につきましては、予算凍結を実施いたしております。これによる歳出一般財源の減額が121,000千円程度生じておりまして、これを財政調整基金と減債基金に積み立てることといたしております。

なお、歳入のうち、地方譲与税、自動車取得税交付金、特別交付税などにつきましては、現時点では未確定でございますので、年度末に例年のように専決処分による補正をいたすことも想定いたしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、補正予算書1ページをごらんください。

第1条第1項 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41,019千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,993,626千円といたしております。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及びその金額は、2ページから10ページまでの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条 地方自治法の規定により、翌年度に繰り越して使用をお願いする経費は、11ページの「第2表 繰越明許費」のとおりでございます。

第3条 債務負担行為の追加は、12ページの「第3表 債務負担行為補正」のとおりでございます。

第4条 地方債の変更は、13ページの「第4表 地方債補正」のとおりでございます。

2ページから10ページまでの説明は省略いたします。

11ページをごらんください。

第2表 繰越明許費につきましては、県営事業との工事期間の調整関係や国との事前協議に不測の時間を要したことなど、年度内に完成が見込めないことが明らかとなりましたので、8款・土木費から13款・諸支出金まで、4事業を地方自治法第213条第1項の規定により、平成16年度に繰り越して使用をお願いいたしますのでございます。

12ページをごらんください。

第3表 債務負担行為補正につきましては、県営経営体育成基盤整備事業（浜干拓地区）につきまして事業の進捗を図るため、国庫債務負担を設定されたことにより、鹿島市負担分につきまして債務負担行為の設定をお願いいたしますのでございます。

13ページをごらんください。

第4表 地方債補正につきましては、ふるさと林道緊急整備事業を初め、全体では11項目の起債で、減税補てん債と臨時財政対策債を除く9事業とも歳出で、事業費の確定などにより増減調整し、減税補てん債と臨時財政対策債は歳入歳出の状況を勘案し、限度額まで借入れをいたしております。以上の結果、11事業分では、補正前の金額 990,800千円に 5,600千円を増額し、補正後の額を 996,400千円といたしております。

なお、辺地道路整備事業などで起債額の変更が必要な状況でございますが、まだ確定いたしておりませんので、最終的に専決による補正をお願いしたいと考えております。

それでは、補正の内容につきまして、補正予算（第7号）説明書に基づき、御説明を申し上げます。

14ページから16ページの説明は省略いたします。

17ページをごらんください。

歳入でございますが、1款・市税、1項・市民税、1目・個人では、個人所得の落ち込みなどから徴収率が低下いたしておりますので、減額いたしております。

2目・法人では、一部企業の業績の堅調さから増額を見込んでおります。

18ページをごらんください。

同じく1款2項1目・固定資産税は、直近の収入実績を勘案し、滞納繰越分を増額いたし

ております。

19ページをごらんください。

同じく1款4項1目。市たばこ税も、直近の収入実績を勘案いたしまして増額いたしております。

20ページをごらんください。

同じく1款5項1目。特別土地保有税では、地方税法改正により15年度分から課税しないこととされたことから減額いたしております。

21ページをごらんください。

9款。分担金及び負担金、1項。分担金、3目。災害復旧費分担金では、歳出事業費の確定見込みにより、説明欄の分担金を減額いたしております。

22ページをごらんください。

同じく9款2項。負担金、1目。民生費負担金では、歳出見込みにより説明欄の措置費、運営費などに係る本人、扶養義務者、保護者の負担金を増減額いたしております。

2目。農林水産業費負担金は、その徴収実績から増額いたしております。

23ページをごらんください。

10款。使用料及び手数料、1項。使用料、1目。総務使用料から6目。教育使用料まで、説明欄の各種施設につきまして、その使用料を最終見込みにより増減計上いたしております。

24ページをごらんください。

同じく10款2項。手数料、1目。総務手数料から4目。土木手数料までにつきましても、説明欄の手数料を最終見込みにより増減調整して計上いたしております。

25ページをごらんください。

11款。国庫支出金、1項。国庫負担金、1目。民生費国庫負担金は、国民健康保険基盤安定負担金や保育所運営負担金など、説明欄の負担金につきまして、歳出事業費の確定や決算見込みに伴い増減調整いたしております。

2目。衛生費国庫負担金も、決算見込みに伴い増減調整いたしております。

3目。災害復旧費国庫負担金につきましても、事業費の確定に伴う減額でございます。

26ページをごらんください。

同じく11款2項。国庫補助金、1目。総務費国庫補助金から4目。土木費国庫補助金までにつきましても、説明欄の補助金につきまして、歳出事業費の確定や決算見込みに伴い増減額いたしております。このうち、1目。総務費国庫補助金の増は、2節。総務管理費国庫補助金の説明欄の市町村合併推進体制補助金の新規計上によるものでございます。

27ページをごらんください。

同じく11款3項。委託金、1目。総務費委託金と2目。民生費委託金も、歳出事業費の確定や決算見込みに伴い増減調整いたしております。

28ページをごらんください。

12款．県支出金、1項．県負担金、1目．民生費県負担金と2目．衛生費県負担金につきましても、国民健康保険基盤安定負担金を初め、説明欄の負担金につきまして、歳出事業費の確定や決算見込みに伴い増減額いたしております。

29ページをごらんください。

この29ページ、12款2項．県補助金、1目．総務費県補助金から31ページの8目．災害復旧費県補助金までにつきましても、説明欄に掲げております補助金を歳出事業費の確定や決算見込みに伴い、増減額いたしております。このうち、主なものを申し上げます。

まず、29ページでございますが、2目．民生費県補助金、2節．高齢者福祉費県補助金は、介護予防・生きがい活動支援事業など、歳出事業費の直近までの実績と今後見込みを勘案し、減額いたしております。

次に、30ページをごらんください。

4目．農林水産業費県補助金、2節．農業費県補助金では、中山間地域等直接支払交付事業、新世紀さが園芸農業確立対策事業補助金などにつきまして、事業費確定により減額いたしております。

32ページをごらんください。

同じく12款3項．委託金、1目．総務費委託金から4目．教育費委託金までにつきましても、歳出事業費の確定や決算見込みに伴い増減額いたしております。

4目．教育費委託金では、広域農道で予定いたしておりました埋蔵文化財発掘調査が実施されなかったことにより、大きく減額いたしております。

33ページをごらんください。

13款．財産収入、1項．財産運用収入、2目．利子及び配当金は、地域振興基金利子を決算見込みにより増額いたしております。

34ページをごらんください。

同じく13款2項．財産売払収入、1目．不動産売払収入は、城内公民館敷地を城内区へ、国道改良用地としまして七浦海浜スポーツ公園敷地を土木事務所へ売却いたすものです。

2目．物品売払収入では、不用品の売払収入を増額いたしております。

35ページをごらんください。

14款1項．寄附金、1目．民生費寄附金は、西牟田、森田義郎さんから社会福祉事業へ指定寄附をいただいております。16年度に寄附の意思をしんしゃくしまして、歳出予算化したことといたしております。

2目．農林水産業費寄附金では、WATARIDORI上映委員会と鹿島ライオンズクラブよりそれぞれ海の森整備事業に指定寄附を受けました。そのことで林業費の海の森整備事業費を増額いたすものでございます。

また、4目．災害復旧費寄附金では、農地農業用施設災害復旧費に伴う土地改良連合会受益者賦課金を計上するとともに、5目．衛生費寄附金では、株式会社モリナガからの環境美化の指定寄附に伴う追加計上をいたしております。

36ページをごらんください。

15款．繰入金、1項1目．基金繰入金のうち、減債基金（一般分）からの繰入金につきましては、当初予算編成段階での収支不足調整として、50,000千円をこの基金から繰り入れて予算編成をいたしておりましたが、歳入における所定額の確保、歳出における経費の節減といった全庁的な努力の結果、この繰入額を12月で40,000千円、そして今回10,000千円減額することで、減債基金からの赤字補てん繰り入れを全額中止できることとなりました。また、（下水道分）につきましては、今年度の取り崩しが確定したことに伴い減額いたしております。

なお、財政調整基金につきましては、当初180,000千円の繰り入れを予定しておりましたが、11月に人件費の減により66,000千円減額し、現計では114,000千円の取り崩しとなっております。

後ほど歳出で御説明いたしますが、今回39,000千円の積み立てをお願いしておりまして、9月に積み立てをいたしました75,000千円と合わせますと、実質的な財政調整基金の減額はゼロとなります。これにより、15年度での赤字繰り入れによる基金の減額をすべて中止できることとなりました。

37ページをごらんください。

同じく15款．繰入金、2項．他会計繰入金、1目．水道事業会計繰入金は、一般会計で集中管理いたしております経費の確定に伴う水道事業会計からの繰入金でございます。

38ページをごらんください。

17款．諸収入、2項1目．市預金利子は、普通預金の利子を減額いたしております。

39ページをごらんください。

同じく17款4項．受託事業収入、2目．農林水産業費受託事業収入は、事業費の確定見込みにより増額いたしております。

40ページをごらんください。

同じく17款5項．雑入、2目．弁償金、6目．雑入とも、説明欄の事務事業につきまして、歳出経費における直近までの実績及び今後見込みを勘案し、それぞれ増減額いたしております。このうち、6目．雑入、3節．検診等徴収金の減は、基本健康診査などの受診者数が見込みより減となったものでございます。また、4節．雑入では、L G W A Nの施設整備を鹿島市、太良町合同で実施したことに伴う、太良町からの負担金を計上いたすもので、また、市町村振興宝くじ（オータムジャンボ）の収益金は、一定の該当事業に交付されるもので、これらの計上が主なものでございます。

42ページをごらんください。

18款1項. 市債につきましては、13ページの第4表 地方債補正で御説明いたしましたように、1目. 農林水産業債から8目. 災害復旧債までの補正でございます。現計予算額1,106,300千円に5,600千円を追加し、補正後の額を1,111,900千円といたしております。以上で歳入の説明を終わり、歳出を御説明申し上げます。

44ページをごらんください。

1款1項1目. 議会費は、現在までの歳出状況や今後執行見込みを勘案し、それぞれの節を増減調整いたしております。

45ページをごらんください。

2款. 総務費、1項. 総務管理費、1目. 一般管理費につきましては、3節. 職員手当等のうち、主として職員退職手当で、当初予算計上10人分に、今回3人分を追加計上し、増額いたしております。その他の節は、決算見込みにより、それぞれ増減調整いたしております。

46ページをごらんください。

2目. 文書広報費は、決算見込みにより「広報かしま」印刷費を増額いたしております。

4目. 財産管理費につきましては、25節. 積立金で、減債基金積立金（下水道分）につきまして、公共下水道事業に対する県補助金の確定に伴い、これを増額いたしております。また、減債基金（一般分）及び財政調整基金につきましては、1月13日付での単独事業費20%凍結分につきまして、今回積み立てをお願いし、16年度の収支不足額の補てん財源といたすものでございます。

6目. 庁舎管理費は、決算見込みによる増減調整でございます。

7目. 企画費では、市町村合併推進国庫補助金などの歳入の増額に伴う財源組み替えをいたしております。

8目. 市民会館費と、次のページの9目. 交通対策費、10目. 職員研修費、48ページの11目. 地域振興費、12目. 情報システム管理費とも、決算見込みによる整理でございます。

49ページをごらんください。

同じく2款2項. 徴税费、1目. 税務総務費と2目. 賦課徴収費も、決算見込みによる整理でございます。このうち、2目. 賦課徴収費で、8節. 報償費の納税組合報奨金の減は、納期内納付が当初見込みよりも少なかったことから減となっております。

50ページをごらんください。

この50ページ、2款3項1目. 戸籍住民基本台帳費と、51ページの2款4項. 選挙費、7目. 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費も、決算見込みによる増減額でございます。

52ページをごらんください。

同じく2款5項. 統計調査費、2目. 諸統計費も、事業費の確定による減額でございます。

53ページをごらんください。

3款. 民生費、1項. 社会福祉費、1目. 社会福祉総務費は、決算見込み、あるいは事務事業費の確定による増減額で、このうち、28節. 繰出金では、国民健康保険財政支援対策費を国保会計へ繰り出すため、大きな増額となっております。

2目. 身体障害者福祉費と、次のページになりますが、3目. 知的障害者福祉費につきましては、当初、あるいは中途の見込みよりも各種サービスの利用が増減したことによる決算見込みとなっております。

5目. 同和対策費も、決算見込みにより増減額をいたしております。

55ページをごらんください。

同じく3款2項. 高齢者福祉費、1目. 高齢者福祉総務費につきましては、説明欄の各種事務事業の事業費確定、あるいは今後執行見込みによる増減調整で、13節. 委託料では、介護予防・生きがい活動支援事業や高齢者等生活支援事業などで、その実績と見込み推計による減を中心に計上し、19節. 負担金補助及び交付金の杵藤広域介護保険負担金につきましては、介護保険給付費が当初見込みより増となったものでございます。

56ページをごらんください。

同じく3款3項. 児童福祉費、1目. 児童福祉総務費は、決算見込みによる増減調整でございます。

2目. 保育所運営費では、13節. 委託料で、人件費の削減などにより保育単価が引き下げられたことから、大きな減額となっております。

3目. 保育所みどり園費と、次のページになりますが、4目. 母子福祉費も、決算見込みによりそれぞれ増減調整いたしております。

58ページをごらんください。

同じく3款4項. 生活保護費、1目. 生活保護総務費と2目. 扶助費も、決算見込みによる整理でございます。

59ページをごらんください。

4款. 衛生費、1項. 保健衛生費、1目. 保健衛生総務費は、決算見込みによる増減調整でございます。

2目. 予防費は、予防接種人員の確定などから減額といたしております。

3目. 老人保健費も、事業費の確定や決算見込みによる増減額で、このうち、13節. 委託料では、健康診査事業などで受診者が見込みを下回るなどから減額をいたしております。また、28節. 繰出金では、医療費の確定見込みにより、老人保健会計への繰出金を増額いたしております。

4目. 母子保健費と、次のページの5目. 環境衛生費、6目. 公害対策費、7目. 環境保全費、8目. 簡易水道費につきましても、事業費の確定や決算見込みによる増減調整でござ

います。

61ページをごらんください。

同じく4款2項. 清掃費、1目. 清掃総務費は、決算見込みによる減額で、19節. 負担金補助及び交付金では、杵藤広域ごみ処理施設へのごみ持ち込み料が当初計画より減少したことなどから、負担金が減額となっております。

2目. 廃棄物処理費も、決算見込みによる増減調整でございます。

62ページをごらんください。

5款. 労働費、1項. 労働諸費、1目. 労働振興費も、決算見込みによる減額でございます。

63ページをごらんください。

6款. 農林水産業費、1項. 農業費、1目. 農業委員会費につきましては、歳入の確定見込みによる財源組み替えでございます。

2目. 農業総務費と3目. 農業振興費も、事業費の確定、あるいは決算見込みによる増減調整でございます。

64ページをごらんください。

4目. 農産対策費は、19節. 負担金補助及び交付金の説明欄の各事業の決算見込みによる減が主なものでございます。

5目. 園芸振興費につきましても、19節. 負担金補助及び交付金の新世紀さが園芸農業確立対策補助金で、事業費確定に伴う減額となっております。

6目. 畜産業費、次のページの7目. 農地整備費、8目. 土地改良事業費も、事業費の確定や決算見込みによる整理でございます。

67ページをごらんください。

同じく6款2項. 林業費、1目. 林業振興費も、事業費の確定や決算見込みによる増減額でございます。このうち、15節. 工事請負費で、ふるさと林道緊急整備事業費の確定による減が主なものでございます。

69ページをごらんください。

同じく6款3項. 水産業費、1目. 水産業振興費、2目. 漁港管理費、次のページになります3目. 漁港建設費につきましても、事業費の確定や決算見込みによる減額でございます。

71ページをごらんください。

7款1項. 商工費、2目. 商工業振興費、3目. 観光費につきましても、それぞれ事務事業費の確定、あるいは決算見込みにより増減調整をいたしております。このうち、2目. 商工業振興費では、28節. 繰出金で、谷田工場団地の企業誘致につきましては、積極的に取り組んでおりますものの、15年度中には誘致が見込めないことから、起債の元利償還分について、谷田工場団地特別会計へ繰り出す経費を増額いたしております。

73ページをごらんください。

8款. 土木費、2項. 道路橋りょう費、1目. 道路橋りょう総務費は、事業費の確定、あるいは決算見込みにより増減調整をいたしております。このうち、13節. 委託料で、法定外公共物譲与申請事業で、一部の地区につきまして事業費を16年度の実施といたしたところから、比較的大きな減額となっております。

また、2目. 道路維持費につきましても、事業費の確定、あるいは決算見込みにより増減調整をいたしております。

3目. 道路新設改良費につきましても、事業費の確定、あるいは確定見込みなどから増減調整いたしております。このうち、次のページの15節. 工事請負費を、市道逆川線の事業費確定により減額し、19節. 負担金補助及び交付金では、県道鹿島～嬉野線の道路改築に伴う県工事負担金を増額いたしております。

75ページをごらんください。

同じく8款3項. 河川費、1目. 河川総務費は、決算見込みによる整理です。

76ページをごらんください。

同じく8款5項. 都市計画費、1目. 都市計画総務費は、事業費の確定、あるいは決算見込みによる増減調整で、このうち、17節. 公有財産購入費、22節. 補償補填及び賠償金では、浜宿の街なみ環境整備事業として小公園の用地を購入する経費を13節. 委託料などから組み替えております。28節. 繰出金では、公共下水道事業特別会計の維持管理経費や公債費の利子償還につきまして、見込みより減となったことなどに伴い、一般会計からの繰出金を減額いたしております。

2目. 街路事業費では、鹿島駅～城内線外1線の街路整備に伴う県工事負担金を増額いたしております。

3目. 都市下水路費は、事業費の確定、あるいは決算見込みによる増減調整で、15節. 工事請負費では、庄金下水路整備事業費の確定などにより、比較的大きな減となっております。

4目. 都市公園費につきましても、事業費の確定、あるいは決算見込みによる増減調整でございまして、次のページの13節. 委託料では、緊急雇用創出基金事業で実施いたしております公園緑地景観保全・整備委託料が、事業費の確定から減額となっております。

78ページをごらんください。

同じく8款6項. 住宅費、1目. 住宅管理費につきましても、事業費の確定、あるいは決算見込みによる増減調整でございます。

79ページをごらんください。

9款1項. 消防費、2目. 非常備消防費から4目. 災害対策費までにつきましても、事務事業費の確定、あるいは決算見込みによる増減調整でございます。

81ページをごらんください。

10款. 教育費、1項. 教育総務費、1目. 教育委員会費、2目. 事務局費は、事務事業費の確定、あるいは決算見込みによる増減調整でございます。

82ページをごらんください。

同じく10款2項. 小学校費、1目. 学校管理費につきましては、各小学校管理経費の決算見込みによる増減額で、17節. 公有財産購入費では、土地開発基金で購入いたしておりました明倫小運動場用地を買い戻す経費を増額いたしてしております。

2目. 教育振興費は、説明欄の委託料で決算見込みによる減額をいたしてしております。

83ページをごらんください。

同じく10款3項. 中学校費、1目. 学校管理費につきましても、小学校費と同様、各中学校管理予算の決算見込みにより増減調整いたしてしております。このうち、15節. 工事請負費の減は、西部中大規模改修事業として窓枠サッシの改修を実施しておりますが、これの入札減が主なものでございます。

84ページをごらんください。

同じく10款4項. 社会教育費、1目. 社会教育総務費も、事務事業費の確定、あるいは決算見込みにより増減調整いたしてしております。

2目. 公民館費も、事務事業費の節減や決算見込みによる増減額でございます。このうち、次のページになりますが、19節. 負担金補助及び交付金では、地区公民館の改築助成金を1件追加いたしてしております。

そのまま85ページをごらんください。

3目. 生涯学習推進費、4目. 図書館費も、事務事業費の確定、あるいは決算見込みによる減額でございます。

5目. 社会同和教育費も、事務事業費の確定、あるいは決算見込みによる減額でございます。

6目. 文化財保護対策費では、15年度では埋蔵文化財の発掘調査がなかったことなどから、大きな減となっております。

87ページをごらんください。

7目. 生涯学習センター管理費は、管理経費の節減や決算見込みによる減額でございます。

89ページをごらんください。

同じく10款5項. 保健体育費、1目. 保健体育総務費、2目. 体育施設管理費は、事務事業費の確定、あるいは決算見込みによる増減調整をいたしてしております。

90ページをごらんください。

3目. 学校給食費につきましても、光熱水費や修繕料の減額など、決算見込みによる増減調整でございます。

92ページをごらんください。

11款. 災害復旧費、1項. 農林水産業施設災害復旧費、93ページの2項. 土木施設災害復旧費につきましては、いずれも事業費の確定による減額をいたしております。

94ページをごらんください。

12款1項. 公債費、2目. 利子につきましては、14年度借入長期債の利率を当初予算では2%で予定いたしておりましたが、これを下回る利率で借り入れたことなどから、長期債利子償還金を大きく減額いたしております。

95ページをごらんください。

13款. 諸支出金、2項. 公営企業費、1目. 公営企業費につきましては、中木庭ダム建設負担金の事業費確定に伴い、水道事業会計出資金を減額いたしております。

96ページをごらんください。

14款. 予備費につきましては、614千円を減額し、補正後の金額を63,583千円といたしております。

97ページから99ページまでに給与費明細書、100ページの債務負担行為の調書、101ページの地方債の現在高調書につきましては、説明を省略させていただきます。

なお、別冊の市議会定例会議案説明資料16ページに15年度県営事業負担金の明細を掲げておりますが、これも説明を省略させていただきます。

以上で、平成15年度一般会計補正予算（第7号）の説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

76ページの、浜宿の街なみ環境保全対策事業で用地の買収がなされておりますが、この箇所がどこになっているのか、それから面積、単価を幾らで買収されたのか、お知らせをいただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

谷口議員の御質問にお答えいたします。

場所ですが、場所は浜小学校の裏手になります。今、交渉中でありまして、単価等につきましては、後ほど確定してから御説明したいと思います。（「面積」と呼ぶ者あり）面積、済みません、今ちょっと手元に資料を持ちませんので、後ほど御報告したいと思います。申しわけございません。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

私は従来から街なみ保全対策事業のレイアウトというのですか、絵を示してほしいというふうに言っておりますが、事業の具体的なものが先行している感がちょっと強いような気がしますけど、そうした計画を示さずに、具体的なこうした事業だけが先行するという感覚を持っていますが、そこら辺はどういうふうにとらえた方がいいのか。

浜小学校の裏手といったらどの辺になるのかちょっとわかりませんが、要するに酒蔵通りに接続する箇所ではないかというふうにとらえておりますけど、本来的にはこの事業というのは、一つの事業の基本的な計画があって、実施区間、あるいはその範囲の認可が受けられて、そして年次計画に基づいて具体的な予算の計上と事業の実施というふうに運んでいくわけですけど、逆に進んでいるような実感があるわけですけど、私の見方がちょっと違うのか、どうしても用地の確保のためにこうした取り急ぎという形にならざるを得なかったのか、そこら辺が理解できるように説明いただければと思います。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

街なみ環境整備につきましては、ただいま基本的な計画について地元等との協議の結果、今調整中という段階にあります。今回、こういう形で小公園の用地をお願いするに当たりましては、基本的に何を先にやっていくべきかということで検討した結果、地元等との要望が強い小公園、これトイレの建設という形になりますけれど、及び地下の防火水槽ですね、その設置等を考えているところでございます。

今、全体計画を示さずに、こういう形で先行しているのではないかということですが、まず何をやるべきかを先行させていただいて、この小公園という形をとらせていただいております。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

確かに、御指摘のとおりと言わざるを得ないところがあります。結果的にそうなってしまったということで、そのことを説明いたしますが、これは重伝建の整備と街なみ環境整備事業とリンクしているわけですね。そして我々は、今からほぼ2年ぐらい前の判断になるわけですけど、重伝建の方もほぼこれですると認可に行けると、こういうふうに踏んでいたわけですね。そういうことで、この街なみ環境整備事業の申請をやった。これは全然別物ですから、一応ですね。別物ですから、これはこれで認可がおりてしまった。ところが、重伝建の方は、例えば庄金も入れるべきとか、あるいは何とか審議会と申し上げましたですね、文化庁の。ここの方で、いろんな新しい条件が加わってきたり、流れが変わってきた。こういう

状況で、重伝建の認可がおくれてしまったと。そこで、こういうふうなギャップが約2年から3年ほど出てきてしまったわけです。

この街なみ保存整備事業というのは、10カ年一区切りでまずやります、10カ年ですね。そして、補助率が約50%と見てよかわけかな、補助率は50%。こういうものでやるわけですが、重伝建の方が固まらないがゆえに、なかなか街なみ環境整備事業の整備計画というの概要が見えにくいとおっしゃいますが、事実そうであります。したがって、この重伝建がスタートするまでには、どっちにしろ必ずやらなければいけないものだけを絞ってやっておこうと。

それで、平成14年度から街なみ環境整備事業をしましたが、平成14年度は調査費だけを計上いたしております。15年度に、この分について何をやるかというのは決定しておりませんが、小公園、あるいはこれはトイレ、駐車場か（発言する者あり）小公園、トイレ、この部分はとりあえず今要るわけですね、トイレの要望も地元から出ておりますので。だから、こういうものについてだけ、今年度、来年度ぐらいまででやろうと。その次の時点では重伝建が認可になるという見込みを持っていますので、ここで初めて両方合わさって皆さん方にもお示しをと。こういうふうには、正直申し上げますと、事実経過としてはそういうふうになってしまいました。

そのことについて、私たちの見通しの甘さというものはもちろん陳謝をいたしますし、今後、この街なみ環境整備事業にあわせて重伝建、必ず認可がとれるように今、鋭意努力をしておりますし、また来年度4月1日から街なみ環境、あるいは重伝建に向けた新しい課を創設しまして、そして重点的に取り組むようにいたしております。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

私が懸念しておった前議会での状態というのが、やっぱり出てきておるというように実感をいたします。

ただいまの話では、姿勢としてはかなり入れ込んでおられまして、新しい課の創設まで含めて、この実施体制をつくっていきたいという決意も含めて述べられておりますので、その姿勢は姿勢として受けとめたいと思いますけど、こうした事業がとりあえず、いずれ要るものだとということで先行してされておりますけど、それは地元の方の御希望として、トイレは少なくともこういうところには最低欲しいという部分は、いずれ絵になって反映をされてくるものだと思いますけど、結果としては同じことになるかもしれないけれども、予算的にこれを見てみますと、単独ですね、一般財源。これが認可をされた事業ということになりますと、それ相当のやっぱり補助がつくわけですね。つかないんですか。（発言する者あり）別ですか。これ街なみ保全事業としてやるのではないんですか。全く別の独立した、別の事業とし

てとらえておるんですか。

そういった点では、もし私の見方が違えばそうなのでしょうけど、そういうふうなことであれば、できれば私は補助事業としてこうしたものも網羅をすべきだと思うんですね。そうした意味からすれば、こうした財政難の折に、単独費を20%もカットをするという環境のもとで、交付税も12%削減をされるという、こうした厳しい環境に置かれた中で、片方では水を漏らすような事業のやり方ではないかという批判が出てくるというのは当然だろうと思うんです。それに理解のできるような説明をされなければならないんじゃないですかね。そういった点に対する疑問にちょっと答えていただきたいと思いますが。

○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

谷口議員の先ほどの、この事業費は補助なのか単独なのかというような御質問があったものですから、それにつきまして私の方から御説明をいたしたいと思います。

この街なみ環境整備事業といいますのは、15年度当初予算で一応全体的に補助事業として30,000千円の事業費がついております。その2分の1が国庫補助金ということで、もう15年度当初にはついておったわけです。先ほど市長からいろいろありますように、なるべく本体との整合性をとるために事業が未着手という形で、ずうっと年度末にずれ込んできているということでございます。今回、それを委託料の方から一応公有財産購入費と補償補てんの用地の関係に組み替えをお願いいたしまして、これは補助事業でございますので、国に返すというわけいきませんので、今年度予算を組み替えまして、繰越明許費をお願いいたしまして、16年度で予算を執行していくという形で、今回の補正をお願いしている分でございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

街なみ環境整備事業、私がさつき10年間一区切りで50%補助と、これそのものなんです、これが。そのものなんです、街なみ環境整備事業そのものです。これが14年度からスタートをしましたということなんです。当初段階で議会の承認を得ながらやっていますが、本来的には、我々のねらいとしては重伝建と重ねてやりたかったということで、別にねらいじゃなくても、重伝建がなくてもこの事業はできるんです、国土交通省予算で。全然二つの事業を持ってきてやろうと、整備しよう、やろうとしているということで。我々のねらいとしてはそうだったんですけどということなだけです、結局。それが2年、3年、ちょっとギャップが出てしまいましたということだけなんです。（発言する者あり）

○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

先ほど私の方が答弁ちょっと抜けておりましたので、再度ちょっと御説明させていただきます。

この浜宿街なみ環境整備事業といいますのは、当初予算で30,000千円ついておりまして、国庫支出金15,000千円につきましては当初予算で既に計上済みでございますので、基本的に財源の更正はありません。歳出だけを委託料から公有財産購入費と報償費の方に組み替えるという形で、財源的にはもう既に計上済みの事業でございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

今、組み替えたんだということでの説明で大体理解はできましたけど、技術的な問題でしょうけどね。こうした委託料じゃなくて、要するにハードの部分についてだったら、技術的な問題で振り替え可能かわかりませんが、国・県支出金というところに表現がない関係で、そういうちょっと疑問を持ったわけですが。

いずれにいたしましても、現地は焦がっておられるのも十分わかっていますし、市としてもやることを決めた以上は、それに対応をしたいという気持ちもわかりはしますが、泥縄的イメージがぬぐえない部分は、市長も今認められましたけどあると思うんですね。そういった点で、伝建の認可が思ったようには日程的に進んでいないと、新たな地域の編入もあってですね、予定として。その説明の状況は、どういう進捗状況にありますか、重伝は。見込みはどの程度の時期に大体、庄金だと思えますけど、現在までの説明をされた本体の地域との水準に地元の合意がいつごろ確保できるのか、見通しをちょっと、現状なりを伝えてください。

○議長（小池幸照君）

中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

12月の議会で歴史的景観条例を採択していただきまして、そのときの条件としまして、地元の説明を十分するというような附帯決議をいただいているところであります。1月に27、29、30——27が八宿、中町を対象に、29が庄金、南舟津を対象に、そして30日が浜新町、大村方の住民の方を対象に説明会をまずいたしました。そして、第2回目としまして、おとといが浜新町の公民館で浜新町、大村方を対象に、きのうが八宿の公民館で行いまして、今夜が南舟津の公民館で2回目をするようにしているところであります。（発言する

者あり) 地元の皆さんには、まだ2回で全部ということではありませんので、第3弾、第4弾ということで出席していただいている方を対象にまたしていく予定であります。

以上です。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

現在のところ、最終的な認可がいつごろとれるめどなのかということをお聞きだと思いますけど、一応、文化庁ともいろいろ接触をしております、16年度中に認可申請を終えるように、そこに目標を置いてやりましょうというふうな話になっているようです。そして、遅くとも17年度いっぱい、できれば17年度途中でも認可がいただけると、こういうめどのもとで文化庁と調整をしながら、鋭意努力をしております。

なお、先ほどの新設課ですが、今の御質問についてもそうありますが、都市建設課長と、それから生涯学習課長と2人答弁をいたしておりますが、これはこの浜の街なみに関しては一つの課に、今度課が新設をしますので、同じ課長が答弁をできるようになると、形で言えばですね。そして、この部署は市長部局に置くということで、これは文化庁ともすり合わせをしまして市長部局に置くと、建設環境部の傘下に置くと、こういうことになります。

それから、課の名称は、今いろいろ関係職員たちに応募をしております、数日の間に決定をするようにいたしております。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

行政の事務的サイドでは、そこまで話が、体制づくりも進んでおるといのは、ちょっと初めて聞きましたが、その思い入れはよくわかりますけど、もうさかのぼって言ったってしようがないことですが、私はそうした諸問題を抱えて、恐らくこういうことが想定をされるということで、条例制定はしたわ、現場はまとまってないわという事態にならないかということで、12月は時期尚早ではないかと。その状況を見きわめて、条例制定はということで継続審査の主張をしたわけですけど、10月には申請をしたいと。執行部としては、12月条例化のぎりぎりのところだという説明であったんですけど、そういった点では議会に対する、12月議会制定の必要性を説かれた割には、指摘のとおりな実態があるという意味では、議会に対するやっぱり説明と実際の違いというのは、やっぱり議会に対する説明の不十分さというのですか、軽視ともとれるような態度ではなかったかという実感を改めて持ちます。

そういった点では非常に私は残念に思っておりますが、いずれにしてもこれは相手の、国・県を言う前に地元というのがあるわけですし、地元との協議の進みぐあいいかんにかかっておるわけですけど、しっかりひとつ、そういった点では誠意を持って、地元の了解がと

れるような努力をこの場ではお願いをせざるを得ないと、そこにかかっておるような気がしますのでですね。

片方では、そうしたハードは進んでいくということで、非常に何というですかね、ちぐはぐな状態が、現在露呈をした状態に、この事業については実感を受けておまして、そうした感想などを申し上げて、降壇をしたいというふうに思っております。ひとつ慎重に、かつしっかりとした経過も、中途には議会にもつないでいただいて、進捗をしていただけるようお願いをしたいと思っております。

これは執行体制をつくるのは、それは市長の職権ですから結構ですけど、新しい課をつくるのか、そうしたのも片方では検討されるということであれば、それ相当の、本会議にかけるような代物じゃございませんでしょう——最終的にはかけにやいかんでしょうけど、やっぱり所掌の委員会もありますし、そういったところには少なくともつなぎながら、議会の情報おくれで唐突にということにならないように対応をお願いして、終わりたいというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

条例制定は、地元の同意がとれたからとか、とれなかったからとかとは関係ないと思います。結局、条例制定は、条例制定をしたから、あそこの審議会が立ち上げができたわけです。この審議会にかけて、どういう姿にしていくかということを描きながら認可申請をすると、こういう手順になっていますから、条例制定は早くお願いしますということだったわけでありまして。そういうふうに説明していたと思っております。

したがいまして、今、条例制定後に審議会の位置づけを条例でしましたので、審議会を立ち上げてスタートをさせました。ここで今、審議をしてもらっておると。ここの内容を含んで認可をいただくと、こういう手順になっていますので、この条例制定というのはあの時点でどうしても欲しかった。あの時点でお願いできないということになれば、この認可申請自体がまたずれ込んでいくと、こういうふうなことになるかと思っております。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

市側は、12月議会でどうしても制定を時期的にせにやならんという理由は、重伝建について文化庁への認可申請に必須の事項だと、10月に少なくとも申請をせにやならん、それが前提として急がれたということなんです、そこを私は言っておるんです。だから、今の答弁はちょっと違うんじゃないですか、ニュアンスが。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

必須なんです。これを条例制定して、そして審議会を立ち上げて、この審議会で検討をして、そして認可を申請をして認可をいただくと。16年度中に認可申請をすると、先ほど言いました。このための準備として、まず条例制定をしなければいけないわけです。そういうことです。（「まだできる状況じゃなかでしようもん」と呼ぶ者あり）いやいや、今できる状況じゃないですよ。

条例制定をしました。そして、審議会の位置づけを条例の中に盛り込んでおります。この条例制定をしないと、審議会の立ち上げができません。審議会の立ち上げができませんと、認可申請をどういうふうな内容とするかという中身をつくれません。これは一貫してそういうふうに説明しているはずですよ。（発言する者あり）いやいや、そうじゃないですよ。この条例制定をお願いしますと、こうしないとまたおくれますと。これを早くして、そして認可申請までの作業はこの条例制定がスタートになりますと、言葉は違いますが、意味合的にはそういうことを説明しているはずですよ。私はそういうふうには説明はしているつもりです。

○議長（小池幸照君）

午前中はこれにて休憩します。

午前11時59分 休憩

午後1時1分 再開

○議長（小池幸照君）

午前中に引き続き、議案審議を続けます。

その前に、16番議員の質問に対する答弁を求めていますので、これを許します。中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

先ほど谷口議員の方から、浜町の街なみ環境整備事業による小公園の面積についてお尋ねがありまして、後ほど御報告いたしますということでお答えしておりましたけれども、まことに申しわけございませんが、ただいま交渉中ということで、このことについても控えさせていただきますと思います。申しわけございません。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

谷口議員の御質問で、私ども担当課ということで、ちょっと補足をさせていただきます。

景観条例を12月に可決いただきまして、これは重伝建指定へ向けての必須の要件であるということでもあります。もちろん、地元の理解というものを当然行うわけではありますが、並行してやってきたところでもあります。

一つはやっぱり絶対の要件であると同時に、もう一つは条例の中にうたっております審議会の決定内容で動くということでもあります。つまり、あくまでも17年度を目標に据えて、やっぱり正直、時期的なものもあります。しかし、制定後、動きをとめたわけではありませんで、条例制定をいただいたから、今、さまざまな動きが可能になってきておりますし、所要のプロセスについて加速をさせているという現状でございます。

伝建のおくれがちょっとありまして、街環の方にちょっと御迷惑をおかけした嫌いがありますが、課の新設につきましては2月の文教厚生委員協議会ですかね、そちらの方で議会への説明、お知らせが後手に回ったようなことにつきましては、おわびを申し上げておりました。

教育委員会、それから都市計画、双方今やっておりますので、その辺、合致点とか、あるいは相違点、こういったものを少し整理をしながら、新設課におきまして、より実効的な事業の推進ということを期してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

私の方からは、新設する課に対しての市長の指示について、若干御説明、答弁をさせていただきますと思います。

まず、先週に新設する課の名称をどうするかということで、その期限を今週までに限って名前を決定するというようなことにいたしておりました。市長から指示があってました。その後、議会に対して、この名前が、新しい課の名称が決まった後に議会に対して報告をするようにという指示を受けておりました。そこで、本日までに庁内の職員から名称を募集いたしまして、あしたこの会議を開催する予定でおります。そして、この場で議会への報告をどのようなやり方で、いつやるか、これを決定していただく予定でおります。

以上が、この新設課に対する市長の指示でございました。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。10番北原慎也君。

○10番（北原慎也君）

2点ほど質問をさせていただきたいと思っておりますが、一つは66ページ、農業費のところの16番の原材料費のことについてでございますが、予算が22,392千円で、減額の1,669千円というふうに出ておりますが、昨日の市長のお話の中に、原材料支給で農道整備だとか、あるいは用排水路の整備が総延長としてはかなり延びているというお話があったわけですが、15年度に農道舗装だとか、あるいは用排水路の整備についてどれくらいの要望というんですか、各部落の方から要請があったのか、まずお尋ねをしたい。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

お答えいたします。

原材料の支給の要望については、ちょっと手元にありませんが、多分60部落ぐらいが今出ていると思います。

○議長（小池幸照君）

10番北原慎也君。

○10番（北原慎也君）

60部落でやられたということで、そうしますと22,392千円の予算に対して1,669千円は不用と。上によれば事業費確定による減額だというふうに出ているわけですが、みんなその60部落の分が終わったということなんですかね。

○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

北原議員の御質問にちょっと私の方から全体的な予算の執行の形でお話をさせていただきたいと思います。

補正の冒頭でちょっと申し上げたと思いますが、1月13日付で予算残の単独事業費の20%の凍結をお願いいたしております。その中で各課相当のいろいろな努力をしていただきまして、その結果として、冒頭申し上げました一般財源で121,000千円の16年度の補てん財源を捻出していただいたということで、今お尋ねの原材料につきましても、基本的には凍結の対象外ということではなくて、対象の事業費としてお願いする分でございます。

あと、じゃあ15年度は事業が済んだのかということでございますけれども、これはもう要望がたくさんございます。そういう中では財政課といたしましては、この枠でそのままいくということは考えておりません。そういう中で、16年度につきましても一応財政課の査定計画の中では前年度比2,000千円の削減を原課の方にはお願いをいたしておりましたが、市長査定の中で、市長からの特別の指示で、それは復活するというような形で市長が申しておりますように、やはり住民の方がみずから努力をしていただいて汗を流していただく分については、なるべく財政課としてもそういうことでこたえていかなければならないだろうということで、この凍結した部分につきましても、15年度の決算を行いまして、繰越金がどのくらい出るのか。その中で財政課といたしましては、こういった原材料費につきましても、ある程度16年度で復活の予算をつけたいなど、これはもう財政課長としてそう思っておるわけでございますけれども、そういうことで考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

10番北原慎也君。

○10番（北原慎也君）

今の財政課長の最後の言葉を期待をしたいと思います、実は、この原材料費の支給をしていただくと、農家の皆さんは自分たちが出て、そして、これは区費で賃金は支払いをして、原材料費をうまく使っていくというやり方をやっているわけですね。

例えば、総延長が100メートルことしやりたいということで、この20%カットされたということによって、80メートルしていっちょくと。そうすると、あとの20%を、じゃあそのまま見越しはされんと。そいぎもう部落で出していっちょこうかというようなやり方をしているわけですね。ですから、そこら辺のやっぱり60部落からもそういう要望があるということですので、なかなか難しい面もあるかと思いますが、部落の全体計画を見ながら配分をしていくというようなことが考えられないのかどうか。途中でちょん切らんばいかんごたつことがないようにできないかどうかです。そこら辺について。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

お答えいたします。

今のやり方は大体一部落40立米ということで決めております。それで、議員申されますように、あと少しという部分がどの部落にもあるわけで、そこを出しよつたら足らなくなるというのがありますので、もうそこは次年度お願いしますという形で、一応40立米ということで切らせていただいています。

○議長（小池幸照君）

10番北原慎也君。

○10番（北原慎也君）

財政課長の話とちょっと違うとる。財政課長は、何とかカットした分を補てんしていきたいというような発言でしたが、できれば、やっぱりその年度で終わりたいという分があるわけですから、40立米で限定されるとそういうことになりますので、そういうことがないように、できるだけひとつ努力をお願いしておきたいと思います。

2点目、76ページの都市下水路費、15番の工事請負費のところですが、これも事業確定によるということなのか、単独下水路整備、これは庄金やったですかね、あそこら辺やったと思いますが、これもいわゆる39,000千円に対して10,760千円を残していると。これは、ほぼ4分の1ですか、計画がどうであったのか、どういう工事をなされたのか、そこら辺についてちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

北原議員にお答えいたします。

都市下水路費の工事請負費の10,767千円の減額の理由ということでございますけど、これにつきましては事業費確定によるということでございます。

お尋ねの件につきましては、実は補正でつけていただきました北鹿島の下水路、これについても確定によりまして約1,400千円程度の減額となっております。それから、お尋ねの庄金下水路につきましても、当初の予算を組む段階では、全体事業費が一応ございますけれども、それから年次計画で施工して済みしました分、その残事業費というのを一応出して予算計上するわけです。

今回の庄金下水路につきましては、浜川の改修と関連がございまして繰り越しもお願いしているところでございますけれども、県の事業とダブるといいますか、土工関係とかとの原形復旧にする分とかというのがありまして、その分を県と協議の結果、県の工事の方で見ていただくという部分もございまして、結果的にはトータルの10,000千円ぐらいの減額になったということでございます。

○議長（小池幸照君）

10番北原慎也君。

○10番（北原慎也君）

県が肩がわりをした部分があるというようなことだと思うんですが、要するに今は庄金と北鹿島の問題も出されたわけですが、この年次計画を立てて、そして今年度はこれだけはやりたいということで計画として出すわけですよ。ところが、実際にやってみたら10,760千円余ったということになると、その10,760千円に当たる分については、例えば今のお話によると、県がおよそそれだけに見合う分をしてくれたというふうに解釈をしいいわけですか。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

計画をする時点では、当然浜川との関連もございましてけれども、詳細についての調整、打ち合わせというのはまだやっておりません。ただ、占用関係等もございまして、そういった関係での協議はいたしております。

県が肩がわりと申しましたけれども、私どもの方でも、そこまでの調整はしていない段階で全体事業費をはじくわけですから、当然今の護岸の開削費等も含まれているというふうな中身でございまして。実際に施工する時点で、県の方と詳細にわたって調整をいたしまして、ここの部分は県で計上するからというふうなことで、私どもの方がその分は当初の全体計画の中には入っておるけれども、県の施工分の方は今回差し引いたというふうな中身でござい

ます。

○議長（小池幸照君）

ほかに。14番青木幸平君。

○14番（青木幸平君）

14番青木でございます。1点だけ質問をいたします。

実は、ページは64ページから65ページに当たりますけれども、畜産業のところでございます。ことしになってから鶏のインフルエンザの問題が非常に大問題になっているわけで、これは行政の方でもいろいろ手を尽くしていただきましてありがとうございます。ただ、この原因がどこから来ているか、どういう経路で来ているかというのがさっぱりわからんということで、野鳥にいたり、カラスにいたり、ハエにいたり、ネズミにいたり、手の打ちようがないというのが現状でございますけれども、行政命令で殺処分されるわけですね。そういう場合の補償はあるのかどうか。今度のあそこの京都の大きな養鶏場なんかも、いろいろな事故まで起きましたけれども、あれだけの数を自衛隊まで出してやって、これはどうなるのかという問題と、それから、鹿島市でもいろいろ西部家畜保健所、それから農林水産課あたりもいろいろ手を尽くしてやっていただいておりますけれども、その費用はここには余り出ていないという問題で、その費用はどこから出ているのか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

青木議員にお答えいたします。

先ほど御質問の、今話題になっています鳥インフルエンザの発生に伴う部分ということで、現在の鹿島市の取り組みについてちょっとお知らせをしておきたいと思っております。

まず、山口県で16年の1月12日に発生をいたしました。このことを受けて県の方から指示等もございましたけれども、2月16日の市報に市民に向けて広報を行っております。その中ではまだ具体的に出ておりませんでしたけれども、自分のところでそういう症状等が——今ここに書いていますのは、鳥の健康状態をよく観察しながら、そういう下痢とか神経症などが出たときには家畜保健所の方に御相談いただき、また、市販の消毒液で定期的に消毒をしていただきたいという広報を行っております。

それから、その後すぐに大分県が出ました。大分県が2月17日でしたので、2月25日に各部落に回覧をいたしまして、消毒をしていただくようにということで、また改めて広報を行っております。

それから、3月になって、また京都の方でという話で、3月5日に、これはもう県の方から消毒液が配布になりました。これを農林水産課と県とそれから農協と一緒に配布を行って

います。このときの配布というのは、もう既に大手の業者の方、市内では青木議員初め3業者おられますけれども、そこは別に対応をさせていただいております。

今回の話から、かなり愛玩用に飼っているペット用のという部分まで含めて対応をとすることをされておりました。そこで、実際じゃあ鹿島市でどのくらい飼ってあるかというのが、もう雲をつかむような状態でしたので、農協、JAさんを通じていろいろそういうのを購入されている方たちを対象にまず配布をしようということで行っております。そのときの数が大体飼育数が151世帯、戸数といえますか、飼育の数では2万5,000羽ということになります。ここに配布を行っております。

それと、学校では1校だけが飼育をされていますので、そちらの対応をしています。そして、それを配達する中で説明をしながら、まだ近所にそういう飼っている方がおられないかの調査をしながら配布をしたところです。

それから、3月8日に改めてまた区長さんを通じて、各部落の中にそういう飼ってあるところがないかということ調査をお願いいたしております。その中で、その後そういう方がおられましたら、農林水産課の方までおいでいただければ薬を配布いたしますということで、今お知らせをしているところでございます。

先ほどの、もし出たときにはどうするかという部分なんです。先日、これは県の対策本部を受けまして鹿島市の方も庁内で対策本部の設置を組織しております。だから、そういうことでもし佐賀県内等にそういうのがあったら、そういう部分で対応していきたいと思えますし、基本的には県が対応していきます。その指示に沿って市の方が動いていくという形になっていくと思えます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

山口産業部長。

○産業部長（山口賢治君）

行政命令による処分についての補償はどうかという点が一つありましたが、これにつきましては新聞等でも読んでおりますと、国、県を通じて市町村からの支払いがなされておるようでございます。ただ、私たちも県に直接確認をしておりませんので、早速県の方に確認をして、後日また報告をいたしたいと思えます。

○議長（小池幸照君）

14番青木幸平君。

○14番（青木幸平君）

市内には約151世帯に愛玩用まで含めての鳥がいるということでございますけれども、このインフルエンザによく似たニューカッスルという病気がございまして、これも同じ行政措置をとられるわけですね。そして、殺処分で移動禁止という措置をとられるわけでございます。

すけれども、これも鹿島市にちょっと発生しましたけれども、そのころはこんなに大ごとにならんで、移動禁止も内々でさばけたような状況でございますけれども、このように人身にうつるといふことになれば、非常に大きな影響を与えるわけでございます。ニューカッスルの場合は、そのうちに不活化ワクチン、それからほかの呼吸器の病気と併用して非常に立派なワクチンができて、専門農家はほとんどこれをやっていると思いますけれども、薬は高いですけれども的確に効きますので、それはやらんばつぶれるわけですから、やっております。ただ、そういうふうな愛玩用の鳥を飼っているところ、ニューカッスルは小鳥もかかります。カナリアでも何でもかかります。そういう場合に、今度の大分県のような四、五羽の愛玩用のチャボに出た場合に、あれだけの影響が及ぶわけですね。その辺はどう対応されるのか、それをひとつお聞きしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

山口産業部長。

○産業部長（山口賢治君）

お答えをしてみたいと思います。

当然病気が出れば、まず、報告という義務がございます。その報告を県の方へするわけですが、あとについては我々は県の指示に――まず県が判定をし、対策をする。そして、必要な部分においては市町村に消毒とか、あとの処理等についてはお願いする分がありますと県からの文書が参っておりますので、直接出た場合にはまず報告をしていただく。それによりまして、県等の指示と同時に私たちも動いていくというふうになりますので、そういう確認を今の段階ではしたものでございます。

今、私たちの鹿島市においても、その対策本部については一応市長をトップに本部長としておりますが、現場責任者としては産業部長ということで私が命を受けておりますので、いろいろな面については私の方で判断をし、県の指導等を受けながら進めていきたいと、そういうふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

14番青木幸平君。

○14番（青木幸平君）

これはいずれにしろワクチンができんと、しようもないというふうに考えますけれども、今、日本では不活化ワクチンでもすれば、またこれが全国的に発生する可能性があるということで今禁止しておりますけれども、こういうふうに全国的になれば、当然ワクチンは開発されるものと信じておりますけれども、やっぱりこれがもし出た場合に、もう鹿島市のみならず、太良町と合併でもすれば、例えばうちに出た場合は、太良町、藤津郡、杵島郡全部移動禁止、そしてブロイラーも禁止というふうになるわけで、非常に畜産業というのは壊滅的な打撃を受けます。

それから、牛のBSEの問題も近ごろはもうわけのわからんというか、何か非常に消費者は敏感になれるし、伝染経路がはっきりしないという非常に難しい病気が出ております。その点でぜひ当局としても、その辺の防疫体制というものを鋭意綿密にやっていただきたいというふうをお願いをして終わります。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

何点かお尋ねしたいと思いますが、まず最初に今回の補正予算のあり方といいますかね、その基本的なことで私たちの総務委員会のときに説明を受けましたし、また、きょうの冒頭の説明でも受けましたが、その中で特に私がどうしてもわからないと同時に納得いかないというのは、今回の補正予算については、16年度の当初予算の歳入不足額を補てんするために、きょうは20%の凍結というような言葉で御説明をいただいたと思いますが、委員会の説明のときには、ここに文書がありますが、1月13日付で単独事業費の予算残額の20%を執行停止というような、そういう形での説明書をいただいているわけですね。

私は、その辺が法的にどうなのか、調査をせずにここに来ておりますからわかりませんが、教えていただきたいということもありますので御説明をいただきたいと思いますが、例えば私たち議会は冒頭、当初予算の審議をし、そして取り組んでいくわけですけど、議会で議決をした分について、もちろん中途減額補正だとか、いろんなものはこれまでも経験をしてきたわけですが、こういう形で説明を受け、取り組みをするというのは、私の記憶では今のところないわけですね。だから、私はこういうのが法的にどうなのかと。特に執行停止という形がどうなのかということについて、どうしても私自身解明できませんので、その辺について私がよおくわかるように御説明をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

松尾議員の御質問にお答えしたいと思います。

執行停止ということと予算の凍結ということはどう違うのかという、まずちょっと御質問だと思います。これにつきましては、全然財政用語の中でも規定された、法的に決められた言葉ではございませんで、基本的に予算を執行しない、停止はいつかは解除があるわけですが、凍結というのは、やっぱりもうそのままとまってしまうと。言い方になると通常の中ではそういうことになるかと思いますが、基本的には財政課といたしましては同じことで使わせていただいております、意味は違いはないということで解釈いたしております。

そういうことで、予算をとにかく1月13日付でまず執行停止をお願いしたいと。執行停止

をした中で、どうしても必要なところにつきましては協議をいただきまして、これは一つ一つ原課の方から、こうこうこういう理由だから、こういうふうに使おうと。申しわけございません、冒頭言われましたように、予算というのはもう当初予算のときに議会の方で審議をいただきまして認められた予算でございますので、基本的にはそれは認められた事業について着々と執行していくのが行政の務めということであると思います。

基本的に予算は1年間の見積もりをするわけですがけれども、どうしてもその時期の中でいろいろな、例えば予算執行が始まりまして、新年度に入りまして、相当の税収の不足が生じるとか、こういったふうに16年度は予算査定の中でもう明らかに4億円から5億円ぐらいの歳入不足が起こると、こういったことは基本的には当初段階では想定しておりませんが、そういうことで執行が始まり、また、以後にいろいろな流動的な事態に対応するためには、その中で市長がいろいろな事業を取捨選択しながら、やめると、そういうこともあり得るということで御理解いただきたいと思います。

そういうことで執行停止をいたしまして、各課からはやっぱりどうしても危険な部分、道路に穴があいていると、ガードレールが壊れている、そういうものをすべて一律に執行停止して、予算残として落としてくださいということじゃありません。そういうことで絶対に必要なものについては協議いただいて執行していくということで、財政課としてはそういうことでしてきたつもりでございます。あと、停止して凍結をして、この予算を落とさせていただいた部分につきましては、基本的にはやっぱりどうしても必要な事業であったという認識は財政課として持っております。

そういうことで、じゃあ、どうするのかということでございますけれども、16年度にも同種の予算がついております。基本的には執行停止した部分全額を、繰越金なんかが出てきて全部を返せば、16年度に予算を上乗せできればいいわけですがけれども、それはもうちょっとやっぱり無理だろうと財政課としては考えております。そういう中では、どうしても今度は16年度に予定をしていた事業を今度は17年に先送りする。15年度で予定していた部分を凍結して、事業を執行しておりませんので、その必要な事業は今回お願いします16年度の予算で執行をして、担当課としては16年度で予定していた部分が結局17年度にずれていくと、そういった形になっていくのかなと、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

細部はただいま課長がお答えしましたとおりでございます。それで、繰り返しになりますけれども、この20%の凍結、あるいは執行停止、これはともに同じ意味で財政当局は使っております。まず、各課に使わないでいただきたいと。1月に執行停止なり凍結をかけてい

ますので、今残った予算ですね、債務負担行為残というような言い方をしますが、それを原則として使わないでいただきたい、ただし、どうしても使うものについては財政課と協議をしてくださいという趣旨でございます。

それで、議会で議決したものをというような御質問もあっておりますが、この議会の議決は法律上は、歳出の区分で言いまして上の方に書いてあります款と項ですね、ここまでが議会で議決をいただく部分です。ただ、その款項だけでは予算の中身がわかりませんから、すべて節まで出ておると、審議をいただくためには、もう節までないと審議ができませんというところで節まで予算書として作り上げております。

それで、議会の議決並びに実施計画、これは最大限の尊重をいたすことを前提とした上で、その中で節約できるものは、ぜひ事業そのものの見直しも含めて節約をしてくださいという趣旨が、この凍結なり執行停止でございました。

以上です。

○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

済みません、先ほどの質問の中で、凍結ですね、例えば15年度の予算を凍結して16年度の財源に充てると、こういったことが常態にあるのか、事例があるのかという御質問もあったと思います。その点につきまして御説明を申し上げたいと思いますが、基本的に鹿島市の方がこういう形で取り上げた最大の理由は、熊本県が市町村に向けて12%、相当の規模の交付税、臨時財政対策債の削減が16年度あると、これは大変なことであるから、先ほど部長からもありましたように、15年度での事業をある程度見直しをして、そういったものについても繰り越しなり基金に積むなりして、財源として手当てをなさいと、熊本県ですけれども、そういった事例があると。そういうことも勘案しながら、ちょっと鹿島市の方でもそういうことを取り上げさせていただいたということでございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

今御説明いただきましたし、藤田課長からは御理解をいただきたいということですが、御理解いただけないんですよね、私は。わからないんですよね。おかしいと思うんですよね。例えば、議会の議決は款から項までだというような、確かにそうかも知れませんが、そういうことになりますと、例えば当初予算をつくる段階で、とりあえず数字を並べて合わせておったら、あとは市長の裁量で、どういう市民の要求、議会のいろんな意見をそっちにおいとったって、できるということになるわけですよ。

だから、間もなく16年度の予算の編成の審議もあるわけですが、特に今回の20%凍結とい

う問題が16年度の当初予算にどうしても足りない、そういうふうなことで出すわけですが、しかし、結局、要はそのところで鼻先だけを合わせて体裁よくつくって、じゃあそれでいて、また同じようなことの繰り返し。

例えば、15年度でまだできなかった分を16年度でするだけでなく、それだけだつて足りなくなると思うんですね、今の状況の状況の中では。さらにそれが上積みされてきて、市民の要求がどこかに置いていかれると。そして、市長みずからが重点的にやろうということだけに力が注がれるとしたって、これは私たち自身何とも言えないという状況になってくるんじゃないかと私は思うんですね。

だから、今16年度の当初予算作成の段階では、全国的にもいろんなニュースも流れておりますけど、ある自治体なんかでは、足りんなら足りんだけでしてせんと住民も納得いってもらえないと、調子よく合わせて予算の計画を立てて、事業計画を立てて、実質的にはそれができなかったというのでは住民に申しわけないというようなことで、そういう形での取り組みがされているところも、そのよしあしはどうか私にはわかりませんが、そこまでしなくちゃいけないというふうな今の状況が目前にあるというようなことを私は見て、果たしてどうなのかなということ、このところがどうしても納得いかなかったし、いまだにわかりません。

これはまだ特に16年度の予算編成にまで入っていくと思いますので、次に移っていきたいと思いますが、そういう中で、特に私がこの補正予算書を見て思いましたのは、もちろん節約をせろと言われたこともあってでしょうが、非常に事業をした後の残額が大きいなという気がします。例えば先ほど北原議員も土木事業の問題でしたかね、おっしゃいましたが、ずっと見ますと 1,000千円、どうかしたのは10,000千円以上というような、一つ一つは申しませんが、こういうところを見ますと、これだけ財政難で、当初予算をつくる段階から職員の人たちは苦勞をしながら、本当に頑張っていらっしゃるという姿を見ますけど、それぞれの事業の、こういう余りにも残の大きさを見ますときに、本当に確実な見積もりといたしますか、より正確に近い見積もりがされているのかなという疑いを持つところもあるわけですね。だから、冒頭からその辺がわかっておれば、いろんな市民の要求の中で財源が足りないというときに、その辺に回しながら全体的な計画を立てていけるんじゃないかというような気がしますね。

例えば、具体的に言った方がわかりやすいですかね、残金の問題では何ページですか、先ほど66ページかおっしゃいましたね、67ページもそうですかね、例えば67ページもそうですね、工事請負費で 5,186千円の減額ですね、これが果たしてどういう理由で減額なのか、事業残なのか、それとも事業をさっき言われたように停止をして、こういうふうに残されてきたのか、そういうのがありますね。

それから64ページ、これは県費補助などもついておりますが、例えば新世紀さが園芸農業

確立対策事業補助金ということで出ておりますが、4,683千円のマイナスですね、実質的に残ですね、これは事業が縮小されてそうなのか、見積もりの甘さだったのかと、そういう問題ですね。

それから、まだそういうのありますよ。ほとんどそういうのが多いわけですが、例えば71ページは商工費ですね、これは委託料と工事請負費がここでちょっと目立つ数字になっておりますが、これは委託費は1,200千円ぐらいですかね、それから工事請負費も1,897千円と、いずれにしても今の財政状況の中で非常に見積もりのあいまいさだったのか、それとも仕事をやめとけというような、そういう指示の中でできてきたのか、その点についてはどうなのか、御答弁がありましたらお答えください。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

20%の凍結なり執行停止につきましては、こういったやり方をいたしましたのは、私どもも緊急避難的なやり方というふうに考えております。長続きがしていくものではないというふうに思っております。

ただし、こういうやり方を考えないと、基金の取り崩しであつという間に基金はなくなってしまうということで、施策の新しい展開というのがもう全くできなくなってしまうというおそれから、こういう方法を考えてみました。

それから、残が多いということについてでございますが、通常の3月議会あたりでは、ほぼ30,000千円前後ぐらいの執行残が、こういった形で△が並んだ数字で出てきます。それが先ほど財政課長からも話がありましたように、ことしはこの20%の凍結をしておりますために120,000千円程度は△の数字で出てきております。ですから、通常の年よりも4倍程度は多くなっておると。したがいまして、その残額も多くなっておりますことで、これは私どもは各課が節約なり見直しなりを大幅にかけていただいた結果であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

はい、わかりました。見積もりの甘さではなく、そういう政策上の△ということで理解をしたいと思います。

じゃあ、そういう政策上の△の中から具体的なので取り上げていきたいと思いますが、まず、57ページですね、母子福祉費の扶助費です。乳幼児医療費助成のところでは5,760千円の残になっています。特にこの件につきましては、就学前までの医療費無料制度の実現をとい

うことで常に申し上げてきております。

財政的な問題、その他政策的な問題の中で、とりあえず4歳までの歯科医療の無料化をしていただいたということについては評価をしたいと思いますが、そういう中で、ここで5,760千円という残が出ております。これは私はこれだけのお金があれば、さらに歯科医療の無料化を年齢を引き上げるとか、また、全体的な医療費の無料化を、年齢を幾らか引き上げながら実現するという財源がとれると思うんですが、ここで5,760千円という残が出たというその原因ですね。例えば子供が病気をしなくなったというのか、その辺はどうなのか。

そして、さらにこれだけのこと、今までその要求を出すたびに財源が十分ないというふうなことでしたが、その辺についても財源の見積もりの甘さがあったのかどうか、その点についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松光夫君）

乳幼児医療関係についてお答えをいたします。

実は5,000千円ちょっと減額ということで、見積もりの甘さということで御指摘を受ければ、受けざるを得ないような大きな額でございます。今この原因について深く分析をしたわけではございませんけれども、一つ考えられるのは、昨年途中から、14年途中から3歳未満児につきましては、個人負担が3割負担だったのが2割負担に変わったということも、結局自己負担額が減った、すなわち助成額が減ったと、こういうふうな要因としては考えられます。

それと、もう一つ考えられますのが、昨年の冬と今期の冬とのインフルエンザの流行の仕方にちょっと違いがあるんじゃないかというふうなこと、これは保健師さんたちの話として聞いているところです。これも深く分析した結果ではございません。

もう一つ考えられるのが、毎月毎月ゼロ歳児の人口の集計をとってみますと、大体320人程度あります。これが今年度の当初323名だったと思いますが、二、三カ月後には260名ほどに変わっています。こういうことで、ずうっとこの2月末まで、ゼロ歳児の人口が260人とか261人とか、こういうふうが続いております関係で、いわば少子化がこの1年非常に進んでいるということで、その人口減が十七、八％になっています。これで私どもは非常にその問題で危惧をしているというところです。これが鹿島市だけの問題なのか、それから、ことしだけの問題なのか、今後どういうふうに動くのか、この辺も気がかりなところです。

ただ、保険健康課の保健師さんたちの話を聞いてみますと、母子手帳の交付状況が1年までなりません、大体先行指標として出てくるわけですね。それで、これはことしの乳幼児、ゼロ歳児が減ったというのは母子手帳の交付状況が先行してありますので、これはもう前から予見できたというようなことらしいです。それで、ことしは母子手帳がどうなっているか

と。来年結局ゼロ歳児がふえるということになりますが、こういうことで見ますと、何とか16年には、母子手帳の交付状況からすると乳幼児の数はもとの回復するんじゃないかと、こういうことのようにです。

本論から外れましたが、そういうゼロ歳児の数の減少ということも、この医療費の減少につながったのではないかと、このように考えております。

これまで無料化については、何度となく御指摘をいただいておりますが、現在のところ今のやり方で続けていきたいというふうに考えております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

要因として三つほど言われましたが、私もこの要求を出すときに、特に先ほど冒頭におっしゃいました3割が2割になったということで、行政としても負担が少なくなるんだと、その分でも制度の充実をさせることができるんじゃないかということ、私は何度もここで指摘したと思いますね。ほかの要因もあるわけですけどね。

そういうことを考えますと、さらにこのことはまだ適用できる条件がいっぱいあると思いますし、既に全県的に見てみましても、そういう自治体自体も少なく納めていいというような状況の中で、独自の取り入れをしてくる自治体もふえてきているわけですね。そういう面からいきますと、市長、どうでしょうね。ここで明らかになっているわけですね。三つの要因はあるにしても、やっぱり私が要求する時点でも指摘をしてきたように、負担が減ったんじゃないかと、その分で何とか見れる分があるんじゃないかというような指摘をしてきましたが、その点については市長はいかがお考えでしょうか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

その分野だけのことで考えますと、確かにその論法というのは成り立ちます。しかし、私たちが何百何千という予算配分をしているわけでごさいます、この部分は今回は幸い余りが出たと、しかし、ある部分は足りない、こういう分。じゃあ、その足りない部分にはどこからお金を持ってくるかということ、余ったところから持ってくる。こういう調整をして、全体で単年度収支がプラスだったのかマイナスだったのかと、こういうふうになっております。

もう一つは、今までの悪習として、鹿島市はこれもうかなりなくなってきているというふうに自負しておりますが、その分野の予算が余ったら来年度削られるけん使い切りと、こういう悪習はやめようということで、ほぼ浸透しておりますが、そういういろんな要因もあります。あるいは努力もあります。こういうことによって今回は全体的に言えば、そういう中身になっているということでございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

市長はよく、いろんな市民の皆さんの要求を取り上げて出しますと、いろんなものがあるんだというようなことで言われますね。確かにあると思います。特にこれは今子供の少子化の問題、いろいろ言われている中で、また、これからの鹿島市をしょっていく子供たちの命と健康を守る面で、長年の要求として出してきたわけですね。本当に5,000千円、10,000千円もあれば要求が実現できるような制度ですよ。しかし、そういう形で市長はなかなか積極的に取り入れてくださらない。しかし、何かになりますと、20,000千円、30,000千円のお金が、あら、こがんとのあったかねというようなことで、ぼんと出るんですよ。その辺もぜひお考えいただきたいと思いますし、私たちもそのつもりで取り組んでいきたいと思います。

あとは平行線になると思いますので。ただ、こういう状況がありますので、これからもぜひその点については考えていき、取り組んでいただいて、実現をしていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

次に、54ページです。あっち行きこっち行きで申しわけありません。

54ページの、これも非常に予算も残っているという面もありますが、具体的なものとしてお尋ねをしたいと思いますが、知的障害者福祉費の中で17,313千円ということで、金額的に余っておりますが、これは知的障害者施設支援費ということで掲げられておりますが、以前も何遍か、ここで知的障害者の方の問題を取り上げて質問したことがあると思いますが、今、知的障害者の人たちの日常的生活ができる場所と申しますか、そういうところが鹿島市周辺、鹿島市はもちろんです、ほとんどない状態だと私は思いながら見えています。私も何人かの知的障害を持った人、そして、その方をお世話されている家族の人を見ているんですが、本当にもう毎日毎日1分1秒が命がけの生活と言ったって言い過ぎでないぐらいの御心配をお持ちなんですよ。

そういう面で、いろんなところに施設などありますが、そういう施設に入所をしてもらうとか、いろんな取り組みをしていく中で、何かの相談は行政として乗ってもらっておりますが、最終的にそういう入所だとか、施設を探さなくてはいけないということになりますと、個人さんで、もうすごい努力をされているんですよ。しかし、個人の力というのは非常に限られたものがあって、そういう中で苦勞されているわけですが、そういう取り組みというのは、具体的に例えば施設がどこにあって、どういう状況で云々だとか、入所するためというような具体的な、もっと積極的な指導が行政として当然やられてしかりだと思っております、その点についてはどうなっているのか。目の前に私も何人か見えていますから、今申し上げておるんですけど、その辺についてのお答えをいただきたいと思います。特にこういう財源的な、いろいろ使う金の流れは違うかもわかりませんが、いろいろあるわけですから、そうい

う面でどうなんでしょうか。

○議長（小池幸照君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松光夫君）

お答えいたします。

知的障害、それから身体障害、この福祉につきましては施設に入所、あるいは通うとか、こういうことで対応を實際されていますが、施設関係に現在70名ほど入所、あるいは通所という形でおられます。それで、知的障害につきましては相談員という方が2名ほど、何人か県の方で指定された方で、市内に2名の方がおられます。こういう方が一つの相談の相手方として窓口としておられます。もちろん、私ども福祉事務所の方の窓口に来ていただければ、それで十分であるわけですが、なお、やはり行政がかかわる場合に、なかなか本当に行き届いたことができるかどうかということもございまして、市内にはございませんけれども、近くに塩田町の方に障害者の支援センターというようなところもございまして、これは社会福祉法人のたちばな会ですか、ここの方で運営をされておりますし、こういうところでの相談とかが行われていいんじゃないかというふうに思います。

私どもの行政の窓口としては、もう時間中はいつでも、あるいは場合によっては時間外でも対応をしなければならないものはしているわけでございますので、その点御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

私も知的障害者の方、また障害者を抱えていらっしゃる御家族の方との交流もあるわけですが、本当にもう担当課の方はより以上に御存じと思いますが、こればかりはそこに施設があるから、じゃあそこに行きなさいと、これではなかなか片づかないという非常に困難な問題がありますね。それから、知的障害を持った方自身の、その人の意思もあるわけですから、非常にひどくて家族が言うなりにできるという人と、そうじゃない、もうまさに本当に知的障害をお持ちなのかなというような方が、ある時期にひどく知的障害が出るというような、いろんな問題もありますから、一概になかなか、あそこありますから、ここでどうですかといかないわけですね。

そういう面で、私もいろんな例えば公的な施設もありますし、個人的にいろいろそういう人たちの手助けをするための施設とまでいなくても、家族的にそういう方たちを受け入れながらされているというところもあると聞いていますが、一つはそういう場所を個人ではなかなか十分に探せない、公的な施設は大体登録されているからわかると思いますが、そういうところを探すために、本当に個人で骨を折って、あっちこっちにつてを伝えて聞いて回

るとかというようなことがあるわけですが、そういう全国的に、もういざというときは遠くても行かないとしょうがないというようなこともあるわけですが、九州管内でもいいでしょう、そういうところまでの把握が行政としてできているのかどうかですね。

例えば、直接それに携わって行政が動く、動かないは別としましても、こういう方にはこういう場所はどうですかというような、いろんなそういう施設なんか、個人的な方の経営にしてもそうですが、そういう把握が鹿島市としては十分にできているのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松光夫君）

知的障害児につきましては、先ほど70名ほど施設にお願いをしているというふうに申し上げましたが、御存じのとおり今年度から、いわゆる支援費制度、こういうふうに移行したわけですが、今私どもがやっている仕事は内容的には前と変わりませんが、事務の進め方がちよっと違うということになっております。

それで、基本的にこの制度は、例えば施設の支援ということになれば、障害者と施設との契約と、私的な契約ということになるわけです。それに行政はその所得、収入、そういう状況に応じてその方の支援をすると、そういう形でやっております。しかし、先ほども申し上げましたが、基本的にはこれまでの措置制度と変わらないような私どもの体制、すなわち要望、申請があれば、やはり親身になって要望にこたえる形で、いろんな施設を、こういうところがある、ああいうところがあるということで示しながら、ただ施設が絶対的にもう満杯の状態になっているところです。

それで、先ほど70名の中には県外にもやはり数名はお願いをしているところですが、一つの例としては、議員もタッチされていたかと思うんですが、先ほど申されましたように、障害者本人が施設があいたけれども、そこに入らないとか、こういうケースも出てくる。それから、そういう場合、次に今度はほかのところに行こうかとしても、今度はあいていないとか、いろんなことがあっております。ただ、やはり私ども窓口としては、これまでの措置制度と変わらないような、やはりいろんな支援の仕方、相談の受け方、指導の仕方、これを考えていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

今もされていると思いますが、先ほどから申し上げておりますように、そういう公的なのは十分に把握できていると思いますが、でなくても、そういう施設的なところが皆さんに示

されるような対応をぜひしていただきたいと思います。あとはもういろいろありますが、この知的障害者の問題では終わりたいと思います。

56ページに保育所運営費というのがありますが、これは民間保育所運営費ほかということで17,845千円の減額になっておりますが、この減額の要因は何なのかお尋ねします。

○議長（小池幸照君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松光夫君）

お答えいたします。

民間保育所の運営費の減額17,845千円、これにつきましては非常に見積りの甘さということでおしかりを受けるかもしれませんが、実は12月に増額補正をしております。そういうことをしながら、またこういう減額ということであるわけですが、12月の時点で、いわゆる人勧ですね、私どもの給与の関係の人勧と一緒に、これが民間保育所の給与についても連動するということになっておまして、その関係もあって、いわゆる措置費で1.07%の削減がなされたということをごさしまして、これが主因だというふうに考えております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

はい、わかりました。

では、最後にしたいと思いますが、74ページです。

工事請負費のところは地方特定道路整備事業、逆川線ほかということでありますが、お尋ねをしたいのは、今、あそこは何と言わんといかんですか、さくら通りのところの清川さんのところまでですね、あそこがきれいになって、そして小笠原さんの手前まできれいになっていますね。そのあと結局逆川線、あれは具体的には何というんですか、逆川線じゃなくて何というんですかね、結局小笠原さんから、マルイチさんの方に行く（「新天町」と呼ぶ者あり）新天町だそうです。そのところの取り組みがどうなっているのかということで、あそこまではすごくきれいになって、そして急にすっと何かこれじゃ危なかじゃなかねということはだれでも言われますし、その後の計画の見込みというのは、私もお聞きしていませんし、皆さんに御説明するのが非常に困難な状況にあるわけですが、新天町の今後の具体的な取り組み状況がどうなのか。

以前もちょっと申し上げたかもわかりませんね、山口病院の前のところの交差点の危険な場所と絡めて申し上げたとも思いますが、その辺について今後の計画がどういう状況になっているのかということでお尋ねをしたいと思いますが。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

市道逆川線の今後の道路改良の見込みということでお尋ねですけれども、逆川線は今年度で工事、あそこは終わっております。あそのの主目的は交差点改良、さくら通り側に入る右折車線の確保というのが主眼にありました。そのことで当初の目的は果たされたと考えているところでございます。

それから、具体的に山口病院のところの話がちょっと今ありましたけれども、あそこにつきましましては撥を入れることについて、ちょっと土木事務所あたりにもお願いをしているという状況でございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

特に気にかかるのは、小笠原さんから西、床屋さん、銀行の前、皆さん方思い浮かべていただくと歩道がないですね、歩道。歩道については以前もほかのところで申し上げましたが、歩道と言われるところは狭い側溝のふたの上が歩道といえは歩道かなと思われませんが、非常に車が多いところにあって歩道がないというような状況ですね。

そういう面で、あそこに歩道の設置をとなりますと、幅員の問題かれこれもあると思いますが、しかし、いずれにしても今の状況では非常に危険だという状況ですがね、その点についての検討をされているのか。例えば、あっちに歩道をつくれんけん、こっちにできておるところば通れと言うのか、その辺の問題点についてはどうなんでしょうか。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

逆川線の歩道の整備ということでございますが、片側には歩道があると思います。それで、そちらの利用をお願いできればと思います。

それと、一応あそこが今度のバイパス開通に伴いまして、ほぼ38%ほど交通量が減じているという状況もございまして、今のところ逆川線の改良工事の予定はございません。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

対応するところの歩道を使えと言われるだろうと思いましたがね、例えば小笠原建材の方からピオに行くとする場合に、わざわざこっちに渡って、そこを渡ってからこっちに渡らばとか、そういう実際的に日常生活を考えていかんといかんと思います。ここで今のとこ

ろ計画はありませんということですが、ここはぜひ必要だと思うんですよ、私は。確かに今、交通量は言われたように減っています。減っておりますけれども、非常に危ないですね。そういう面でぜひ考えていただきたいと思います。

最後と言いましたが、もう1点だけ忘れておりました。具体的な問題で、これはぜひ改良というか、考えていただかなくちゃいけないと思いますので言わせていただきたいと思いますが、蟻尾山公園にナイター設備ができました。ちょっとこの前、どなたかには言いましたが、黒川橋の方から上がって、あれは何坂と言うんですか、黒川橋から上がった急な坂は。

(「倉谷橋ですか」と呼ぶ者あり) ちょっと路線名が私は苦手です、伏原から蟻尾山公園に上がる道ですね、(発言する者あり) ありがとうございます。そののころを上がるとき、非常に危険だということです。ナイターのライトが車を運転していくときに、もうまともに目に入って、非常に危ない状況にあるということがわかりました。これは最も信頼のある私の夫が申しましたので間違いないと思いますが、つい数日前、ちょっと私が動けなかったので、うちの主人がお使いに行って帰り道の出来事ですが、もうとにかく何とかせんと、あれは事故の起きるばいというようなことで申しておりましたので、その点経験された方もおありじゃないかと思いますが、まだでしたら、ぜひ私は現地を見てもらって、対策、どういう対策がとれるのか私にはわかりません、お願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長(小池幸照君)

中川都市建設課長。

○都市建設課長(中川 宏君)

だんなさんが確認されたということでございますが、私達も試験点灯の段階で、あっちこっちからナイター施設の状況等を確認したところでございます。倉谷橋から上ったところですけども、あそこが確かにナイター施設を直接見るとまぶしい状況があるということを認識はしました。ちょっと植栽等でどうにかならないか、その辺をちょっと今研究しているところでございます。

以上です。

○議長(小池幸照君)

暫時休憩します。

30分まで休憩いたします。

午後2時21分 休憩

午後2時31分 再開

○議長(小池幸照君)

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

その前に、14番議員の質問に対する執行部の答弁を求めてありますので、これを許します。
山口産業部長。

○産業部長（山口賢治君）

14番青木議員の補償があるかということについて、後で答弁しますということで先ほど言っておりましたが、早速調べましたところ、発生農場に対しては市場価格の3分の1から5分の4を補償すると、他についてはないということでございます。

○議長（小池幸照君）

質疑を続けます。

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

先ほど松尾議員からの質問に少し関連するかもわかりませんが、1点だけ質問させていただきます。

71ページ、この委託料、それから工事請負費、この減額についてですが、先日、委員会の説明のときに入札による減というふうな御説明を受けたと思いますが、もう一度ここで確認をしておきたいと思います。ただ単に当初計画どおりの入札で減なのか、それとも、ある程度計画変更後の入札減なのか、そこをお願いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

北御門商工観光課長。

○商工観光課長（北御門敏則君）

お答えをいたします。

このさくら通りのストリートパーク設計委託料、これが予算として3,000千円、それで1,827千円の契約になっております。それから工事請負費が20,000千円ということでしたけれども、18,112千円で契約しておりますので、設計変更等はありません。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

今、何人かの方は見られていると思いますけど、この工事ももう始まっておるとしております。非常に思いのほか早く工事が全体的にこのさくら通りに関しては行われているなどという気がしておるんですが、それと反面に、よく市民の方から御意見を聞くのが、テナントはどうなっているのかと、あそこにどのくらい入るのかと、そのあたりが非常に市民からの疑問を私も何回となく受けます。現在の状況がわかる分で結構ですので、答弁をお願いします。

○議長（小池幸照君）

北御門商工観光課長。

○商工観光課長（北御門敏則君）

お答えをいたします。

さくら通りの街路整備事業につきましては、17年度完成を目指して今現在、鋭意工事を進めていただいております。それで、今議員御指摘のように、あとのテナントについてはどうなのかというふうなことですけれども、我々についても地元商店街組合とその辺については会議所三者含めて万全の、あと工事が完成してから空き店舗にならないように、その辺は十分地元とも協議をしながら、現在進めているところであります。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

課長の御答弁のとおりだと私も思っております。非常にこれは心配をしております。新しい商店街の通りができた。そして、それがすべてがまた空き店舗になってしまって、あげくの果てには、またこれに空き店舗対策でもしようかというふうなことがあれば、今この財政難の中にこういうふうな事業を進めてきて、本当に市民からの信頼といいますか、どのように行政はしているんだという、またおしかりの意見も出てくると思います。

先ほど課長もおっしゃったとおりに、私も商工会議所と地元、それと行政が本当に何回となく今後は意見を重ねていっていただき、それと、外部からの意見も聞き、私もさまざまな、あそこの商店街はこういうふうな商店街にした方がいいんじゃないかという意見をよく受けております。そこのあたりも意見を聞いていただいて、あそこは今本当に注目を浴びている商店街でございます。すばらしい商店街にしていくためにも、今後一層の努力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

11番寺山でございます。2点ほどお尋ねをしたいと思います。

1点目が、47ページの交通対策費のところでお伺いをさせていただきたいと思います。

207号のバイパスが開通いたしましたしてから、モリナガ周辺といいますか、非常に渋滞といいますか、交通安全の意味で心配がされております。そういう中、交通安全対策を本市としてどのように考えていらっしゃるのか、今後しようとしていらっしゃるのか、その辺について御質問をさせていただきます。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

207パイパスの開通に伴います西牟田、御神松あたりの交通渋滞、交通安全に対する対策はどう考えているかということでございますけれども、確かにちょっと危険箇所といいます

か、それが具体的にあると思っております。そこの辺がありますので、今、警察と地元の方も入っていただいて、どういう対応がいいのか検討をしているところでございます。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

モリナガの隣には県営住宅がありまして、そこにはたくさん低学年の子供たちがおります。そういう中と、また通勤といいますか、通勤するときには非常に渋滞して出にくいとか、いろんな問題がもう最近はおっちこっちから飛び交っております。そういうふうな中で信号の問題とか一時停止の問題とか、それから一方通行の問題とか、それぞれがそれぞれの立場で意見を言っている状況ですね。ですが、それぞれの立場で言ってもしょうがありませんので、総体的にどういうふうにした方がいいのか、やはり地区だけで考えるのではなくて、市としても、また警察ですか、安全対策の上からも、ぜひこれは早急に対策等を講じて、それぞれに指示等をおろしてもらったり、それから、信号がつけられるのかどうかわかりませんが、一時停止のところもあいまいであったり、それぞれ交差点が余りにも多い中で、それぞれの注意に頼っているといいますか、そういう状態です。ちょっとした接触事故があったり、ちょこちょこあっておりますので、ぜひ早急にこれはお願いをしたいと思っております。していただいているということですので、早急にということを要望したいと思っております。

次の2点目ですが、これは79ページをお願いいたします。

79ページの一番下のところに災害対策費という項目がありますが、これは私がちょっとわからないんですが、防災会議委員というふうなものがここに掲げられていると思っております。これは多分、防災会議条例とかあろうかと思いますが、この防災会議委員にどういうふうな方が今なって——委員で、構成メンバーの名前じゃなくて、構成の中身についてお知らせをまずお伺いしたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

お答えをいたします。

防災会議というのは、これは法律の名前は正式に思い出しませんけど、災害対策基本法、いわゆる法律で規定されている会議でございまして、市長をトップに関係の官庁、警察なり常備消防とか、それから郵便局さんとか農協さんとか商工会とか、もうほとんどそういった団体を網羅した代表の方で組織された会議でございまして。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

何でこういうふうな質問をしたかといいますと、今議会で、近隣の自治体の中でこの防災対策委員の中に陸上自衛隊という肩書といいますか、そういうふうな団体の方も入るという情報がありました。鹿島市においては、その辺はどういうふうに新年度、今年度入っているのか、また新しい年度に入るのか、その辺についての考え方といいますか、状況についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

自衛隊が新たに今回加えられているのじゃないかというふうなことですかね、そういった動きは今のところ全くございません。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

現在は入っていないくて、今後も——今後といいますか、入らないということで私は受けとめたいと思いますが、それでよろしいのでしょうか。（「現状はそうでございます」と呼ぶ者あり）現状ですね、でよろしいのでしょうか。（発言する者あり）済みません、もう一度明確に御答弁をお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

委員としては自衛隊の方がこの会議に入っていただくということはありません。災害対策本部の中で自衛隊出動態勢を要請するとかいう、そういった意味での自衛隊の要請はあるというふうに思います。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

はい、わかりました。

それと同じ中身——同じといいますか、防災の関係で、今、防災無線をしていただいておりますが、これは何回か質問等があっているかと思いますが、なかなか聞こえにくいとか、聞こえづらいとか、そういうふうな苦情がいまだもって聞こえてきます。これ以上改善ができないものなんでしょうか、その辺についてお伺いいたします。

○議長（小池幸照君）

山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

確かに前回はそういった質問をいただいていたと思います。苦情、確かにあります。これは、気候の関係とか風向きとかということもありますので、我々はどのような形をとっているかといいますと、市民の方から申し出がありましたら、区長さんにちょっと確認をとって、もう間もなくですけど、毎年6月ごろに一斉点検というか、業者に来ていただいて点検をしていただくようなことを年1回やっております。そのときに申し出をずっとお話をすると、そこで改善できるものは改善していくと、そういった考え方で今、対応に対しては進めているというところでございます。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

なかなかどっちから風が吹くのか、その辺は予測ができないわけなんですけど、やはり聞こえづらいところというのは割と一致しているといいますか、聞こえやすいところは透き通って聞こえるし、もう大きく流れていても、何をどういうふうに言っているのかわからないというふうなことが最近たび重なって、苦情を受けているということではないんですが、ぜひこういうことの改善をしてほしいという要望がありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（小池幸照君）

21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

1点だけ御質問を申し上げます。

今回の補正予算については、入札の結果とかいうことで、それぞれマイナス、減の予算措置をされているところが目につきます。ひいては、ちょっと16年度で質問しようかなと思ったんですが、この際15年度のそういう実績もあるようでございますので、入札制度の問題について改めてお聞きしたいと思います。

現在、入札制度は抽せん式の指名競争入札という制度をとられております。目的は談合防止ということであるようであります。ただ、通常の定数以上に二つの業者をプラスして、そして抽せんをして、二つを減らすということのようでございますが、現在の業務もそのようなことの方の中で行われているというふうに承知をしていいでしょうか。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

お答えをいたします。

現行は制度としては現在、議員のおっしゃったとおりの方法でやっております。

○議長（小池幸照君）

21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

現在2社加えて2社落とすという形で、通常の業者数のようでございますが、現在そういう制度で発注者側として談合防止という意味で十分にそれで役に立っているのかどうかですね、談合というものが全然ないのか、事実というものが聞こえてこないのか、あるいは何らかのまた対策をしなきゃいかんのか、対策をしないままで済むものかどうか、その点についてどうでしょうか。

私はこの前も、地産地消ということで、やはり地元の方の仕事を、地元でできる仕事はなるべくやっぱり地元の業者でしてほしいという立場でございますので、どうしても数が足りない場合には地区外から持ってこにゃいけない事態もあると思います。そういう意味で、抽せん式ですと、市外の方の受注する割合が飛躍的になりますので、そういう意味では、そういう事実関係を含めて、現在、談合防止の役割に抽せん式というものが役に立っているのかどうか、その点の御理解があるかどうか、お願いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

出村助役。

○助役（出村素明君）

お答えをいたします。

この抽せん制度を始めてから大体1年以上経過をいたしますけれども、これが談合防止に果たして成果があるのかというようなことですが、これはなかなか何をもってそれじゃ談合かというのが、検証は非常に難しいと、これはもう事実であります。ただし、集まる機会といいますか、制度的にそういう仕組みをなくしていくという意味合いから、この制度を設けたわけですし、その面から言えば、従前よりもより厳正な入札の方式に変わったというふうに理解をしております。現時点で万全だということではありませんけれども、見直しを含めながら、今、検討はさせているところであります。

○議長（小池幸照君）

21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

抽せん式の指名競争入札というのが、なかなかほかの発注機関においては少ないようでございます。どちらかといえば、鹿島市は少数派というような形になっておるようでございます。建設業に基づく契約をするというような契約法の中でも、何か非常に少数派であるというふうな気がします。

ついては、やはり前回の談合の結果、一つの事件を受けながら談合防止のために今回されたわけですが、助役言われましたように、もう1年以上たって、その成果なり、やはりやり

方なりを考えると、再考慮すべきじゃないかというような気がしますが、16年度においてもそのままいくのかどうかお聞きをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

出村助役。

○助役（出村素明君）

お答えをいたします。

時期的にいつからということは、この場では申せませんが、今その制度のあり方について再検証をさせておりますので、その動向を見きわめながら進めていきたいと思っています。

○議長（小池幸照君）

21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

もう一つの問題でございますが、これも同じく入札制度にかかわる問題でございますが、経常JVという制度を導入されたというふうにお聞きをします。今までは単独の業者がそれぞれクラス別に参加していくという、あるいはランク別に登録されていくということがございましたが、従来Aの業者がBのクラスになったというふうなことで、複数の、これは2社ということですが、2社がJVを組んで経常的に、いわゆる1年間なら1年間、あるいは2年間なら2年間ということになりますでしょうか、そのような形での資格を取って、そして入札に参加するというふうなことを今回されたと思います。

つきましては、今、実際鹿島市の発注工事において、経常JVで出された実績があるかどうかですね。県の方は何件かあるような気がします。鹿島土木事務所の管内においてもあります。そして、県の経常JVで登録された方が鹿島市もそれをそのまま参考にするというようなことも聞いております。この経常JVという制度を導入したいきさつなり、今の現状の取り扱いなり、それをお聞きしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

お答えをいたします。

まず、いきさつでございますが、御承知のとおり、例のいろんな事件があつて、その後、従来A級の方がB級の方に落ちたと、そういう形の中でA級が不足するというんですか、減った現象があらわれてまいりました。そういう中で業界の方から「こういう制度があるけれども、鹿島市はこういう制度を持っているのか」というような問い合わせがございました。そのときまでは現実的には鹿島市の方ではそういった制度はとっておりませんでしたので、私の方からは、市内の建設業界の総意としてそういう申し出があれば、我々も検討をしたいということで、お話をしておりました。

そういう中で建設業界の総意として要望等が出てまいりましたので、県ももちろんそのような制度もとっておりますので、私の方は基本的にはそういった県の制度の方に準じた形で制度を運用しておりますので、鹿島市の方も、じゃあこの際そういった制度を取り入れていくということで、経常JVの制度というものを取り入れたところでございます。

そういう中で現実的に経常JVの企業体が実際入札に参加されて、その結果、契約とかなされたかどうかというのがちょっと今手元ではわかりませんが、後ほど調べてから、実績等については御報告をしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

私は、経常JVというものは、要するにこれだけ公共工事が減少する中で、やはりそれぞれ生き残りを図って企業努力をされているわけですが、市町村の合併と同じで、やはり民間の企業においても、パイが少なくなると、どうしても合併とか企業合同とか吸収とか、そういうことが民間の中でも起きるのではないかなと、あるいは技術を保持していくためには積極的に合併をすることで、一企業として残していくというのが私は本来のあり方だろうと思います。

そういう中で、今度経常JVを採用されたということは、鹿島市の行政指導ではなかなか業者の方は一つにはなられないでしょうけれども、やはり建設業の許可を持っている佐賀県の知事許可なり、あるいは大臣許可あたりの強い行政指導があれば、なるべく経常JVじゃなくて、いわゆる合併した後の新しい企業体で入札参加していくという方向をやはり示された方が私はいいのではないかなと思います。

経常JVというのは、なかなか、今は点数制になっているようでございますので、何点から以上はAとかBとかできるようであります。ただ、これも変な形になると思いますが、鹿島市の発注工事はなるべく市内の業者の方の入札参加でという考え方があれば、あるいは経常JVについても、市内の業者がお互いに経常JVを結んでいくと。隣の町の業者の方と経常JVを組まれた場合は、非常に鹿島市としては指名参加させにくいというのはおかしいけれども、そういうことにもなりかねないというふうに思いますので、その点のルールをつくりながら、この経常JVの扱いについて平成16年度も、緊急避難的に15年度だけしたのか、16年度もそういう形でやっていくのか、あるいは資格は2年間だから来年度までになるのか、そこら付近の16年度における経常JVに対する取り扱い方について御説明をいただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

お答えをいたします。

まず、先ほどの経常JVの実績、これは今調べたところ実績はないということでございます。

それから、そのJVを組むに当たっては、基本的には市内のいわゆる建設業者ですね、これ同士のJVを原則としておりまして、市外の方とのJVの形態については認めてはおりません。それから、その期間につきましては、やはり先ほど申しましたように2年ですね、これを原則としております。

○議長（小池幸照君）

21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

済みません、確認だけさせていただきたいと思います。

そうすると、これはいわゆる指名をいただくというのは、受注機会がふえるということでございますので、経常JVの場合は経常JVだけの指名、それぞれを構成している人たちがまた単独で指名されることはないというふうに私は理解をするんですが、それでいいでしょうか。で、質問を終わりたいと思いますが。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

お答えをいたします。

例えば、B級の2社がJVを組んでA級に登録されたら、そうした場合には、B級の方にはその方たちは参加できないということになっております。おっしゃるとおりでございます。

○議長（小池幸照君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第15号 平成15年度鹿島市一般会計補正予算（第7号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第15号は提案のとおり可決されました。

日程第9 議案第16号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第9．議案第16号 平成15年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

議案の説明に入る前に、まことに恐れ入りますけど、訂正を1カ所お願いしたいと思えます。

補正予算書の4ページでございます。

第2表の繰越明許繰越費と掲げておりますが、繰越明許費が正式でございます。この繰越がダブっておりますので、一つ抹消をお願いいたします。まことに申しわけありません。

それでは、議案第16号 平成15年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

議案書は30ページでございますけれども、別冊の予算書で御説明いたします。

今回の補正につきましては、建設事業費及び経常的経費の事業確定に伴います充当財源の増減調整と繰越明許費について補正をお願いするものでございます。

1ページをお願いいたします。

第1条第1項歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12,618千円を減額し、1,110,891千円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算補正の款項の区分及び金額は、2ページから3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条 繰越明許費につきましては、先ほどの4ページの「第2表 繰越明許費」に計上しておりますが、補助事業等で取り組んでおります事業が年度内に完了することが困難となりましたので、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越しをお願いするものでございます。

第3条 地方債の補正は、5ページの「第3表 地方債補正」のとおり限度額を変更しております。

それでは、まず、歳入から御説明をいたします。

8ページをお願いいたします。

1款1項1目、下水道費負担金 5,681千円の増額につきましては、区域外流入負担金の増によるものでございます。

9ページをお願いいたします。

2款1項1目、公共下水道使用料 2,163千円を増額いたしておりますが、これは説明欄に

掲げておりますとおり、現年分及び滞納分の増を見込むものでございます。

4款1項1目．一般会計繰入金13,771千円の減額は、説明欄のとおり、それぞれ事業費の確定によるものでございます。

11ページをお願いいたします。

6款1項2目．過料の9千円、これにつきましては、下水道条例第32条の規定による過料でございます。

7款1項1目．公共下水道事業債 6,700千円の減額は、起債対象事業費の確定によるものでございます。

13ページをお願いいたします。歳出について御説明いたします。

1款1項1目．総務管理費 123千円の減額は、事務費等の決算見込みによるものでございます。2目．維持管理費 2,700千円の減額は、工事費の確定によるものでございます。3目．浄化センター費 971千円を減額しておりますが、それぞれの節ごとの決算見込みによるものでございます。

1款2項1目．建設事業費は 6,413千円を減額いたしております。主なものといたしましては工事請負費、補償補填及び賠償金、これは事業確定による減額でございます。

15ページをお願いいたします。

2款1項2目．利子 2,411千円の減額でございます。これは一時借入金利息の確定によるものでございます。

16ページから17ページに給与明細書、18ページに地方債に関する調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わりますが、御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第16号 平成15年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第16号は提案のとおり可決されました。

日程第10 議案第17号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第10、議案第17号 平成15年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計補正予算（第1号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。北御門商工観光課長。

○商工観光課長（北御門敏則君）

議案第17号 平成15年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

別冊の予算書で説明をいたします。

今回の補正は歳入予算の組み替えと、歳出では事業等の確定によります減額補正を行うものであります。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14,837千円といたすものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明申し上げますので、6ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、1款1項1目の不動産売払収入は、谷田工場団地売却の見込みが立たないこととなりましたので、14,722千円を減額するものでございます。

7ページをお開きください。

2款1項1目の一般会計繰入金は、14,703千円を増額いたしておりますが、これは未売却に伴います財源の調整として一般会計から繰り入れをお願いするものでございます。

次に、8ページの3款1項1目の繰越金11千円は、14年度からの繰り越し分を今回計上するものでございます。

次に、歳出でございます。

9ページをお願いします。

1款1項1目の工業用地取得造成分譲費は、事業費の確定に伴う減額でございます。

次に、10ページをお願いします。

2款1項1目及び2目につきましては、財源内訳の組み替えということで計上をいたしております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

簡単ですから、自席からお願いします。

この審議のたびに、同じことの質問、同じことの答弁がもう何年か続いておりますね。それで、市長も何かいい宝物が来るんじゃないかということで、しっかり網をすけて待つとんさつごたっですがね、今の状況の中でおおよそそういうのは来ないと言っても、言い切ったってうそじゃないような状況だと思いますがね、やはりもうどうですか、この辺で腹決めたら。工場団地をつくるというんじゃなくて用途変更して、もう毎年一般財源から15,000千円ぐらいのお金を投入していくわけで、金は全体的にはどこでも、どこから見ても同じと言うぎそれまでですがね、言うてみたらむだな金をどぶの中に捨てよっと同じで、この大変な時期ですし、何とかもうそろそろ腹の決めどきだと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

毎年私も同じ答弁になるわけでありますが、要するに何か別の用途が、あるいは需要があれば、そのとき柔軟に対応しますと言っているわけですから、今、前もって変更する必要はないと。言っておられるようなことと同じような対応ができますね。だから、例えば用途変更して、ひょっと工場の話どんあるぎ、また変更せんばなんと。それから、用途変更したからといって、このお金を繰り出さなくてよくなるということではございませんから、私はそれで十分対応できるというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

やっぱり用途変更して、市長が用途変更するという腹を決めるか決めないかの問題だと。いつでも、もしして、しゅうで言うて工場の来っぎにゃてん、もうさつき言うたごと、すけて、もしかすっぎ、もしかすっぎと、宝くじ買いよっといっちょん変わらんとすたい。当たるかわからんけん、まあいっちょ買うてむっかって、いっちょん当たらんとすけどね。そういうふうじゃどがんしゅうもなかわけですな、もうそろそろ、いつも、もしして来っぎどがんすっですかって、しよっちゅう言わるっわけですが、それがもう見込みのなかじゃなかですかと言いよっわけですよ。どがんでしょうか、腹ば決めてみたら。

○議長（小池幸照君）

北御門商工観光課長。

○商工観光課長（北御門敏則君）

お答えをいたします。

この谷田工場団地につきましては、今も新たな工場と別に来て、その変更はできるわけでありまして、特別に用途を変更するとか、そういうふうな必要はないわけですので、そ

れで柔軟にいつでも対応できるというふうに思っております。

それで、来年度のことになるわけですが、来年度につきましては、あした御審議をお願いするわけですが、これまでの企業誘致のあり方と若干やり方を変えまして、来年度からは企業の方に直接谷田工場団地のパンフレット等を約 1,000社程度送って、そして、その中で紹介があった部分について、そこに積極的に谷田工場団地を売り込んでいくというふうなことで、これからはこれまでと違った企業誘致活動に努めていきたいというふうに思っているところであります。

○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

私の方からは、谷田工場団地の会計の仕組みについて若干補足説明をさせていただきたいと思えます。

谷田工場団地につきましては公営企業債地域開発事業という起債を起こしまして、その起債をもとに事業を実施しているところでございます。この地域開発事業債の15年度末残高があと約40,000千円程度残っております。

議員おっしゃるように、今これを廃止いたしますと、これを一括繰り上げ償還せんといかんということで、一般会計といたしましては、この繰出金を一括払うか、あと4年ぐらいは分割で13,000千円ずつ払っていくか、そのあたりはあるわけですが、できたら一般会計の方といたしましては、このまま分割の方でお願いできたらと、そういうふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

簡単に済まそうと思いましたが、済まされんことば言いんさっけん、言わんばいかんですけどね。まず、今の話を聞いたら、用途変更すっぎ一遍に返さんばなんけん、それをせんために、分割ば続くんためにしよって言われたって、何とも言えんとじゃないかと思えますがね。

それと、先ほど言われましたが、来年度は1,000社ぐらいに直接に何か紹介を出して云々というようなことをおっしゃいましたが、今までもその努力をされたと思うんですよね、直接1,000社も出さなかったにしても。しかし、それが効果が出なかったと。今から1,000社して、果たして今日のいろんな経済状況の中で、工場団地として立地条件も特別すぐれたところでもないし、今のような状況の中で果たして1,000社そういうことをするとなりますと、経費だって要るんですよね。ただでは済みませんから、郵送料一つ使うにしても、それから、

パンフレット一つつくるにしても、それを 1,000社分つくるということになりますと、それなりの経費が要るでしょう。確かにそれだけの成果が出ればもう御の字ですがね、何度も言いますように今の状況では考えられないと。

じゃあ、そういうことなら、やっぱり用途変更を、せんでも何かあつぎできますよ、でくっでしょ。しかし、すって決めるのと、あったときはどがんなつこんなたいえというのは違うと思うんですよ、その辺がね。だから、やっぱり今までも具体的な案も出てきたでしょう。それがよしあしはわかりません。出てきたときに何にするかね。ペット霊園をつくるだとか、それから何ですか、墓地公園をつくるだとか、いろんな提案も今まで正式にはなされなかったにしても、それなりのいろんな提案も出されておりますから、まずそういう現実みのあるところに市長の腹をちょっと向けてもらって、考えていったらいかかなと私は思うわけです。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

はっきり申し上げますけど、これは用途は制限のなかつですよ、今の状態でも。何に売ろうと何に使おうとよかつですよ。もともと制約されていないと、こういうふうに言い切った方がおわかりになっていただけたと思います。したがって、用途変更するとかしないとか、そういう問題ではないということになります。

それから、今からも何年か払い続けると、これは何か全部これ損金みたいな感じですが、これは複式簿記の感覚から言いますと、これは現金で買っておけば、もう何もあとの支払いに残らんわけですよ、そうでしょう。それがいわば手形で買うとっけん、ずっと支払いばしよつごと感じつですよ、そういう関係が一つと、これは一般会計から拠出してありますが、土地の分は市の資産として、土地として残るわけですので、損金勘定、損しているわけじゃないですね。売却したときに幾らで売れるかということで、損益がそこで出てくると、こういう複式簿記の感覚でこの問題をとらえていただきたいということと、先ほど申しましたように、今のまましておっても何にでも対応できますと、もともと用途が限定されてはおりません、企業誘致用にという限定はされておられませんということです。

○議長（小池幸照君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第17号 平成15年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計補正予算（第1号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第17号は提案のとおり可決されました。

日程第11 議案第18号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第11. 議案第18号 平成15年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。平尾保険健康課長。

○保険健康課長（平尾弘義君）

議案第18号 平成15年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

議案書32ページでございますが、別冊の資料によりまして御説明いたします。

1ページをお開き願いたいと思います。

第1条でございますけど、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ58,843千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,075,973千円といたすものでございます。

あとは事項別明細書により御説明申し上げます。

8ページをお開き願いたいと思います。

まず、歳入でございますけど、1款1項で、それぞれ1目、2目で一般被保険者国民健康保険税分、それから退職被保険者等国民健康保険税で、それぞれ増減をいたしております。増減で最終的には増で522千円の増額補正をお願いいたしております。

次、9ページをお開き願いたいと思います。

3款1項でございますけど、それぞれ増減調整を行っているところでございます。

それから、次、10ページの3款2項でございます。1目の財政調整交付金でございますけど、それぞれこれも増減調整をいたしております。この中で2節でございますけど、特別調整交付金ということで9,971千円計上いたしております。これは健康づくりの事業をいたしているということで10,000千円強の特別交付金があるというようなことで、一応10,000千円程度の予算を計上させていただいております。

次、11ページをお開き願いたいと思います。

4款1項1目の療養給付費交付金でございます。これは支払基金から交付されるものでございますけど、退職者保険者分の減額が見込まれる分を減額いたしている分でございます。

次、12ページをお開き願いたいんですが、5款1項でございます。1目の高額医療費共同事業負担金でございますけれども、県負担金としての増額分ということで計上させていただいております。

次、13ページ、6款1項でございます。共同事業交付金ということで増額をいたしておりますけど、これは国民健康保険連合会から交付されるものでございます。

次、7款1項1目でございますけれども、これは利子及び配当金ということで40千円でございます。

次、15ページでございます。8款1項1目の基金繰入金でございますけど、全体的な見込みによりまして不用となったため、今回全額減額いたすものでございます。

次、16ページでございます。8款2項1目で一般会計繰入金でございますけど、これは低所得者に対する基盤安定繰り入れとして、一般会計等から繰り入れるものでございます。

次、17ページをお開き願いたいと思います。

これは諸収入ということで過料の分でございます。

次、18ページでございます。10款3項のそれぞれ1目、2目等と計上いたしておりますけど、これは第三者納付金ということで、交通事故に係る分としてそれぞれ調整いたした金額でございます。

次、19ページでございますけど、歳出でございます。

1款1項でございますけど、これにつきましては、保険者事務電算化共同処理手数料ほかで増減をいたしております。

次、1款3項でございます。1目の賦課徴収費でございますけど、減額をいたしております。これは納税組合の徴収率の低下に伴いましての減額でございます。

次、21ページでございます。2款1項でございますけど、それぞれこれも一般被保険者、あるいは退職被保険者等の療養給付費等で増額をいたしております。

次、2款2項でございますけど、1目、あるいは2目で一般被保険者高額療養費、それから退職被保険者等高額療養費ということで、それぞれ14年度に改正がありましたが、このときに伴いまして15年度も伸びを見ておりましたが、実質的には不用の分が出てきたということで減額をいたしております。

次、23ページをお願いしたいと思います。

2款4項の出産育児一時金でございます。当初、80件ほどを当初予算で計上いたしておりましたが、現状を見てもかなり減っているということで、今回減額させていただいて、57人程度で見積もりをさせていただいております。

次、2款5項の葬祭費でございますけど、これは100千円ほど減額をいたしております。

次、25ページをお願いしたいと思います。

5款1項1目です。高額医療費拠出金ということで減額をいたしておりますけど、これは

国保連合会に支払うもので、見込みより減額をいたすものでございます。

次、6款1項でございますけど、この中では特に2目で療養費ということで減額が大きくなっていますが、これははり、きゅうの療養費の分でございますして、件数がかなり落ち込んでいるということで、今回減額をいたすものでございます。

次、27ページ、7款1項1目は基金積立金で今回40千円程度ということで計上いたしております。

それから、28ページの8款の1項でございます。一時借入金利子ということで減額いたしておりますけど、今年度借り入れがなかったということで減額をいたしております。

次、29ページでございますけど、9款1項で2目、4目それぞれ減額をお願いいたします。

それから、30ページの10款1項の予備費関係でございますけど、調整後の金額として保険給付費の不足を補うために計上いたす金額でございます。

以上、説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいま御説明をいただきましたけれども、今の説明を見ておきますと、特に国民健康保険税、全体的には増額のような形になっておりますが、国民健康保険税についてはマイナスというような形で出ているわけですが、ここでお尋ねをしたいと思います。

一つは、年度当初と今の時点と加入者数、加入者世帯の動向はどういうふうになっているのかということをお尋ねしたいと思います。わかれば具体的な数字をおっしゃっていただいた方がいいでしょう。

○議長（小池幸照君）

平尾保険健康課長。

○保険健康課長（平尾弘義君）

お答えいたしたいと思いますが、今、年度当初という資料を見つけているところでございますけど、ここ四、五年の経過をちょっと申し上げたいと思います。加入者数でよろしゅうございますかね。

平成10年度が加入者数でいきますと1万3,652人、それから11年度が1万3,680人、12年度が1万3,876人、13年度が1万4,137人、14年度が1万4,320人ということになっておまして、ずっと数字的に見ますと上がっております。これは経済不況等々で国民健康保険の加入が多くなっているということでございます。15年度分は後で御報告したいと思います。

○議長（小池幸照君）

西本税務課長。

○税務課長（西本勝次君）

20番議員にお答えをいたします。

まず、医療分として一般世帯、平成11年度当初 5,129世帯でございます。それから、退職者世帯が 496、計の 5,625、それから、平成12年度当初が一般世帯 5,172、退職者世帯 474、合計の 5,646、それから、平成13年度当初、一般世帯 5,373、退職者世帯 475、合計の 5,848、平成14年度当初、一般世帯 5,553、退職者世帯 475、計の 6,028、平成15年度当初、一般世帯 5,668、退職者世帯 481、計の 6,149ということになっております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいま数字を示してもらいましたが、説明の中でもありましたように、不況の影響だというようなことが言われたように、私たちもいろんな方からお話を聞いておりますと、今まで社会保険だったのが国保に切りかえられて、国保に加入をしなくちゃいけなくなったという世帯がふえてきたというのが実情だと思うんですね。そして、そのようにして国保加入しなくちゃいけなかったという人の全部がとは言いませんが、多くの人が国保税が払えないという方が非常にふえているというのを私は実感しているわけですね。

そういう面からいって、一つお尋ねをしたいのは、現在、国保税が払えない、また少ししか払っていないということで、短期証明書、それから資格証明書の発行がどういう現状にあるのかお知らせください。

○議長（小池幸照君）

平尾保険健康課長。

○保険健康課長（平尾弘義君）

後ほど報告いたしたいと思います。今調べておりますので、ちょっとお待ちください。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

後ほどでは話にならないのですよ。大体こういう国保の大事な審議のときに、資格証明書の問題なんか出るぐらいは考えて資料を準備せんといかんですよ。休憩とってでもしてください。

○議長（小池幸照君）

暫時休憩をいたします。

午後 3 時 37 分 休憩

午後 3 時 49 分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き、議案審議を続けます。

20番議員の質疑に対する答弁を求めます。平尾保険健康課長。

○保険健康課長（平尾弘義君）

失礼いたしました。資料を持ってきておったつもりですけど、ちょっと深なおしをし過ぎておりました。

資格証明書でございますけれども 118名です。それから、短期被保険者証というのを交付いたしておりますが、3カ月が 100人、6カ月が35人、1カ月が 224人というふうになっております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

短期はもちろんですが、資格証明書の発行については、私は以前から適当じゃないということで、ずっと申し上げてきておりましたが、今、法的にそれをしなくちゃいけないと、そういうことになっているわけですが、そういうところから見まして、非常に発行が多いと私は思います。これは行政の責任云々の発行が多いというわけじゃないですよ、そういう今状態にあるというですね。それと、具体的に1カ月とか、3カ月とかある分もありますが、全くタッチしないで、全くそういうものすら持たないでいらっしゃる方たちも、中にはたくさんあると思いますね。そこのところはどれくらいなのか、実態がわかっているならば後で教えていただきたいと思いますがね。

そういうことを考えますと、何なのかということ、いろいろあると思いますが、何か休んだら、中身のちょっと調整がつかんようになりまして申しわけありませんが、しかし、とにかく払うべきものは払わなくちゃいけないというのは、もう当然だと思いますが、今日の情勢の中で払いたくても払えないと、リストラで仕事がなくなるとか、または収入が激減すると。

例えば、私たちの知っている方にもありますが、サービス残業ですね、つい最近も私、びっくりしましたが、ある零細業ですね、鹿島市はほとんど零細業ですが、5時になったらすぱっとタイムレコーダーですか、あれを会社の人が全部打ってしまって、その後仕事してもお金にならないというようなことで、それでなくても収入が少なかったのを超過勤務で賄っていた分が入ってこないというようなことで、とにかくそういう税金に回すお金がないというような、そういう状況下にあるわけです。

そういうことを考えますと、少しでも払いやすくするためには、やはり国保税の引き下げが必要になるということになると思いますが、今回どこでしたかね、新聞見よったら国保税の引き下げがなされているような、今のこの大変な財政状況だと言われる中でも国保税を引

き下げて、少しでもそういう人たちに対応ができればというような政策をされたという自治体もあるわけですがね、こういう中で今後、まずは納税をちゃんとしていただく体制をとるということも大事ですが、それと同時に、こういう短期やら資格証明を発行しなくちゃいけないような御家庭に対して、どう対応していくかということも考えていかないと、本当にますます大変な状況になるんじゃないかと私は思うわけですね。

特に私が心配しますのは、もう既に皆さん方は御承知だと思いますがね、国からは国保税の滞納が続いたところは貯金通帳を差し押さえしてでも取れというような、そういう通達が出ているのは、もうごらんになっていると思いますよね、当然。そういう強硬な政策までとられようとしているわけです。そここのところで私は、何をどうすべきかということで非常に今頭を痛めるわけですが、繰り返しますが、やはり少しでも納めやすいような国保税のことを考えて、そういう政策をやっていただくというようなことは考えられないのかどうかですね。この金のなかと言いつととき、そがんだじゃあったかえと言うぎ、それでおしまいですがね、しかし、事市民の命と健康の問題です。いかがでしょうか。

○議長（小池幸照君）

西本税務課長。

○税務課長（西本勝次君）

20番議員にお答えをいたします。

まず、国保税の仕組みでございますけれども、7割、5割、2割という減額措置、これは均等割、それから世帯割含めてこの措置をしております。7割減額といいますと、例えば100千円かかるということになりますと30千円でいいですよというふうな措置になっているわけでございます。

それと、もう一つは平成14年の12月に改正になりました専従者控除は控除後の額で課税をするという形になってきておりますので、かなりこれは税額が減ってきていると。ちなみに、平成14年度の額と比べますと約1億円程度国民健康保険税は減額になっていると、そのような税制改正もなされております。

それと、まず、納税相談というものを現在年間に4回実施をいたしております。この中で、納税相談においでになって分割納入という形でこの納税をしていただくことによって、短期の国保証を発行するというので、計画納税をしていただくと、保険証は1年じゅう手元に置ける制度、このようなことで対応いたしております。

それから、75歳以上の老人世帯の方については、これは法的にこの国保証を発行しなければならないということになっておりますので、世帯の中で75歳以上の方には必ずこの保険証を発行していくというようなことで対応しております。特に乳幼児の方がいらっしゃるころについては、この納税相談の中で払える分の計画納税をしていただくことによって、この保険証を手元に置いていただくというようなことについても相談に乗っているところでござ

います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

現行制度の中では、申されますような細かな対応というのがなかなかできかねるところがありますし、また、冒頭に御指摘なさいました国民健康保険というのは非常に今加入者がふえて、しかも払える能力のない人がふえていると、あるいは低所得者がどうしても多いと、こういう国保自体の体質もあります。

こういうことで、私は御存じのように県の国保連合会の理事長をしておりますので、この単位で、今まず抜本的な改正ということで国全体で議論がなされておりました、国保とそれ以外の保険者が一本化しようと、そして、国保だけに負荷がかかるようなことはやめていこうというふうに閣議で話し合いがされるようになった段階です。

それから、保険者の市町村単位ということではなくて、何年後やったですかね、県単位ぐらいで保険者を一本化すると。途中経過措置としては広域単位ぐらいでもよろしいと、こういうふうな方向性も示されておりました、そういう抜本的な改正がないと、なかなか制度的に御指摘のような分野の方々については救えないと、こういうふうなことになっております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

今後の国の抜本的な改正の問題も言われましたが、一番国保税が高くなってきた大きな原因というのは、私はこれまでいつも指摘してまいりましたが、国が当然出さなくちゃいけなかった国保に対する財源を出してこなかったと、その財源を大幅に削ってきて、そのままの状態にしながら、保険者にその負担をかけてきたというところに大きな問題がある。そのところは、これはいろんな意見書を出したりなんかということでの対応はされる分はされていきますし、もちろん市長会などでもそういう要求はされてきていると思いますが、そのところの改善をされただけでも大きな改善になるし、負担が少なくて済むというのがあると思うんですね。

そういうのに輪をかけて今日の不況の問題があるわけですが、それで、一つ私はそれがどういふのかわかりませんが、確かに鹿島市などの零細業者の方は、経営をされている人たち自体も大変だということはわかります。しかし、当然そういうふうにして従業員を置いてやっているとすれば、それは義務だと思うんですね。社会保険を維持していくというのは義務だと思うんです。そういう面で、行政として市がそういうことをできるかどうか、私は法的にはわかりませんが、何とかそういうところで社会保険の維持をしていただくような、そういう相談といいますか、指導ということではできないんじゃないかと思いますが、そういう

ことができないのか。そうすることによって、例えばそこに働いている人たちが国保に急に
変えられて、全然国保税が払えませんかというようなことはなくなってくるんじゃないかと思
いますが、その点どなたかその辺の改善の方法がどうなのか、私もよくわかりませんが、そ
このところでも結構払えないという人がいっぱい出てきているものですから、申し上げてお
るわけですが、いかがでございましょうか。（「ちょっと部長か、課長、私もそこらあたり
になるとわからんけん、答弁をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（小池幸照君）

平尾保険健康課長。

○保険健康課長（平尾弘義君）

お答えいたしたいと思いますが、現在のところ私の方で会社の方の指導というのはできて
おりません。というのは、社会保険庁の方がしているようでございます。それと、あれは5
人以上だったと思いますが、社会保険ということになっておりますが、現在、議員おっしゃ
るとおり不景気ということもございまして、社会保険は企業者の負担があります。そういう
ことで、今ある程度、途中中身的に見ますと、もう社会保険はしない。国民健康保険に移る
というふうな会社も見受けられているようなところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

だから、結局、行政として指導とまでいかななくても、そういう相談的なのができるのかど
うかというのを聞いているんですよ。もちろん今、社会保険庁がそれを指導していますから、
そういうことでしょうか。そういう5名以上の場合、せんといかんということになっている
わけで、そういうことになりますと、例えば直接行政、市としてできないということになれば、
社会保険庁に相談をすとか、する中で指導をしていただくとか、そういうことをする
ことだって必要じゃないかと思うんですよ。これはただ単にそこに働いている人たちの問題
だけでなく、市の財政的な問題にもつながってくるんですよ、そういうことになりますと
ね。私はその辺、非常に、特に鹿島市なんて零細というだけで、もう零細も零細ですね、も
うそういう状況の中ですから、本当に大変だとは思いますが、しかし、働いている人はもっ
と大変なんですよ。だから、その辺について何らかの対応を私はすべきだと思いますが、
今のお答えしかなければ、それで言いわけ——言いわけでは済みませんがね、何らかの糸口
が見出せないのかどうか。いかがでしょうか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

現在ちょっと私どもの方では、それにお答えする知識を持ち合わせておりませんので、勉強させていただいて、市としての見解を後日申し上げます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

じゃあ、終わりにしたいと思いますが、やはり納税者の人たち、当然納めるべきものは納めなくちゃいけないと、そういう立場で私も物を申し上げたいと思いますが、より納めやすいような対応をするというのも行政の仕事だと思いますし、これから国の改善とかいろいろ言われているということですが、私もまだまだ十分には見ておりませんが、納税者がよりよくなるというような状況は、余り見受けられないというのが本質のようです。

だから、やっぱり本来のところではなされるべきもの、例えば国が当然国保に出すべき負担金をもとに戻すとか、そういう対応とか、やれる分から対応しながら、より納税者が安心できるような対応をしていただくということをお願いすると同時に、今まで私が意見を申し上げましたようなことで、できるならば、雇い主の側との話し合いなども具体的に聞きながら、そして、そういう雇い主の人たちにも、大変であるならば、そっちに対しての行政としての対応もいかにすべきかということも考えていかなくはいけないと思いますので、その点についてお願いをしながら終わりたいと思います。

以上です。

○議長（小池幸照君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第18号 平成15年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第18号は提案のとおり可決されました。

日程第12 議案第19号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第12. 議案第19号 平成15年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第5号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。平尾保険健康課長。

○保険健康課長（平尾弘義君）

議案第19号 平成15年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

議案書は33ページでございますが、別冊の資料によって御説明申し上げます。

1ページでございますけれども、第1条で歳入歳出予算の補正額をそれぞれ79,438千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,873,464千円といたすものでございます。

次、事項別明細書で御説明申し上げます。

6ページでございます。歳入でございます。

1款1項1目、医療費交付金でございますけれども、診療費の増に伴います支払基金から交付されるものでございまして、増額補正をいたしております。

次、7ページでございます。

2款1項1目の医療費負担金でございますけど、現年度分、過年度分、それぞれ増減調整をいたしているものでございます。

次、3款1項、県負担金でございますけど、これにつきましても国庫支出金同様の減額調整を行っている分でございます。

次、9ページでございます。

4款1項の一般会計繰入金でございますけれども、これは事務費等で増額が見込まれますので、一般会計への繰入金といたして増額補正をお願いいたしております。

次、6款3項でございますけど、ここに第三者納付金ということで、これも交通事故に係る分でございますので、増額補正をお願いいたしております。

次、歳出でございます。

1款1項ですけれども、一般管理費で増額をお願いいたしております。説明に書いてあるとおりでございますけど、賃金が主なものでございます。

次、2款1項でございます。医療費給付費の補正でございますけど、老人医療費の中で調剤に係る経費の増が見込まれましたので、今回、補正増をお願いいたしているところでございます。

次、13ページでございますけど、これは5款1項の前年度繰上充用金で、金額の異動はあっておりませんが、財源の組み替えを一般財源の方へ組み替えをいたしております、その分でございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第19号 平成15年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第5号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第19号は提案のとおり可決されました。

日程第13 議案第20号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第13、議案第20号 平成15年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第2号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。山本総務課長。

○総務課長（山本克樹君）

議案第20号 平成15年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第2号）について説明をいたします。別冊の補正予算書によって御説明をいたします。

1 ページをお願いいたします。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ96千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,124,348千円とするものでございます。これは決算見込みによるものでございまして、内容につきましては4 ページ以降の事項別明細書のとおりでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第20号 平成15年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第2号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第20号は提案のとおり可決されました。

日程第14 議案第21号～議案第22号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第14. 議案第21号から議案第22号 市道の路線認定についての2議案を一括して審議に入ります。

各議案に対する当局の説明を求めます。中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

議案第21号と議案第22号は、市道の路線認定につきまして道路法第8条第2項の規定により、議会の議決をお願いいたすものでございます。2議案を一括して説明させていただきたいと思っております。

今回、市道認定をお願いする2路線は、いずれも国道207号鹿島バイパスの全線開通に伴うバイパス側道の県からの移管に関するものでございます。議案書は35ページですが、説明資料の17ページで説明させていただきたいと思っております。

なお、説明資料の図面の方位は上の方が北方面で、右側が東の方向となっております。

説明資料の17ページをごらんください。

このページでお示ししておりますのは、オレンジ色で着色いたしております中央を斜めに走っておりますのが207のバイパスで、東側のカーブをしている道路が国道444号、西側が河川の中川を表示いたしております。

まず、議案第21号 路線番号293号琴路線でございますが、この路線は図面上にピンクで着色いたしておりますバイパス南側の側道で、図面中央に表示しております市道広瀬～辻線の交差点の鹿島市大字納富分字琴路831番1地先から市道島田線と交差いたします鹿島市大字納富分字琴路855番5地先を終点とする延長160メートルの路線でございます。

次に、議案第22号 路線番号294号琴路～名子線でございますが、この路線は図面上にピンクで着色いたしているバイパス北側の側道で、市道広瀬～辻線の交差部、鹿島市大字納富分字琴路837番2地先から市道島田線を抜けて中川沿いに走っております市道広瀬～若殿分線と交差いたします鹿島市大字納富分字名子885番1地先までの延長165メートルの路線でございます。いずれの路線も市道認定基準に合致いたしております。

なお、この2路線につきましては、市道認定委員会を経てお諮りしているところでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

一括して質疑に入ります。

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

お尋ねをしたいと思いますのは、きょうの一般会計補正のときにもいろいろあっておりましたが、国道 207号バイパスができ上がったことで、ほかの路線の車が減ったというようなお話も出ていたと思いますが、私だけでなく、ほかの方からも出ておりましたが、例えば今のバイパスが 207号として立ち上がった場合に、これまでの国道 207号ですね、特に中川橋から看場の方ですね、あの辺が非常にまだ危ない状況のまま残っていると。歩道もないし、何ですか、歩道らしきところに対する、車が来ても、歯どめの施設もないというような、そういう状況の中でどういう形になっていくかということが非常に心配されておりますが、その後、その件については何らかの対応策がとれたか、協議がされているのか、どうなっていくのか、その辺についてお答えいただきたいと思いますが。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

現道の 207号の中川橋あたりから神水橋あたりまでの歩道等がないということでのお尋ねかと思えます。このことにつきましては、中村雄一郎議員の方からも移管の話の御質問があったと思えますけれども、そのときにお話ししましたように、現道での国道としての管理を当然お願いしたいということで、今、協議を県とはしているところです。

そのような中でも、ここのあたりの整備が未整備であるという話をしておりますし、諫早市さんあたりと国道 207号整備促進期成会というのを持っていますけれども、その中でもこういうところの危険箇所の整備をお願いしているところでございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

その件については、ぜひ早急に改良など実現できるようにお願いをしたいと思います。

もう1点ですが、新しい、ここを地図で見ますと、国道 207号鹿島バイパスと書いて、ちょっと右の方に行くと、ここのところになると思えますが、263号広瀬～辻線とバイパスを挟んで今の市道があることになっていますね。場所は私間違いないと思えますが、ここのところは中学生などが通学道路として使っていると思えますし、一般の人もここを通っていますが、ここのところはバイパスをそのまま通って、大体ここは通れませんがね、もっと先の444号まで行って渡って、こっちに行かんといかんというような、現場を御存じの方はおわ

かりだと思いますが、そういう状況ですね。

ところが、ここを横切ったら早いわけですね、横切ったら早いわけです。だから、渡っちゃいけないけど、渡る、渡りたいと、私なら渡りたいと思いますし、多くの人が渡って1分でも早く向こうに進みたいと、そういうことになるわけですが、どうせそういうことになるなら、大きな事故が起こる前に、ここは何らかの対応策が、歩道というのですか、交差点というのですか、そういうことができないのかどうか。

これに気づいたのは、ちょうど開通式の後でした。私も開通式があった後、夕方そのところをずっと歩いてまた行ってみましたが、本当にもう目の前渡れるのに、渡れない。ずっと444号まで行って渡らなくちゃいけないと。そのとき学生もいっぱい通っていましたが、もちろんそのときはそこを渡る学生はおりませんでした。いっぱい人が見ていたということもあるでしょう。しかし、事故が起きてからでは遅いわけで、その辺についての現状は把握されていると思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

お答えいたします。

議員にその前に確認ですが、今のお話は、この広瀬～辻線から辻側に渡っていく場合が危険であるということによろしいんでしょうが。（「私、地図の間違いかな」「踏切を真っすぐ行ったところの辺と言われていましたね」「そうそう」と呼ぶ者あり）と言われていましたね。（「あそこからこう来てこの道」と呼ぶ者あり）はい。

確かにここが真っすぐ渡った方が近いということもあって渡られているというのは、なかなか危険な箇所なんですけれども、無理して渡られているというのは聞き及んでおります。実は、ここ444号の交差点が間近に今整備が進んでいるところですので、その辺の関連があって、土木事務所も警察の方もちょっと今の段階で規制という形、横断歩道設置とかいう形は考えていない模様でございます。（発言する者あり）

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

確かにここが整備されないと、具体的にはできないというのはわかりますがね、しかし、現実的にこの周辺は使っているわけですね。まだ全体が整備されていないならわかりますが、現に使っていますし、非常に便利な状況。だから、今ここから行きますと、郵便局の横までと一ん行ってから、そして、くるっと回らんといかん。結構距離ありますよね。そういう状況ですから、何らかの抜本的な対応というのは、ここが完全になってからしかできないかもわかりませんが、ちょっとですね、特に通学時の子供たちの事故でも起きたらと思

ますと、もうあそこを通るたびに、身の毛の立つような思いをしておりますがね。その辺で何とか御検討いただけませんかでしょうか。これは県との関連もあると思いますが。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

今の議員の御意見を土木事務所、警察等に話をして、ちょっと検討させていただきたいと思えます。

○議長（小池幸照君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

一括して討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第21号 市道の路線認定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第21号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 市道の路線認定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第22号は提案のとおり可決されました。

日程第15 議案第23号～議案第30号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第15. 議案第23号から議案第30号 市道の路線変更についての8議案を一括して審議に入ります。

各議案に対する当局の説明を求めます。中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

議案第23号から第30号までの市道の路線変更につきまして、一括して御説明させていただきたいと思えます。

市道の路線変更につきましては、道路法第10条第3項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

今回お願いいたします8議案のうち、議案第23号から議案第29号までの7路線は、国道207号鹿島バイパス開通に伴う路線変更で、残る1路線が鹿島市道と塩田町道の路線認定の誤謬の修正でございます。議案書は36ページから38ページでございますが、説明資料の18ページから25ページで説明させていただきます。

それでは、まず、議案第23号でございますが、説明資料の18ページをごらんください。

この図面は中央を東西に走りますバイパスで、東側が中川にかかります蟻尾山大橋、西側が黒川方面でございます。

議案第23号は、黒川と蟻尾山大橋の間のバイパス南側の吹上方面から黒川方面へおりてくる側道のピンクで着色しております区間の路線の延長をお願いいたしますものでございます。

この路線は黒川～吹上1号線として平成10年12月に黄色で着色しております黒川側のバイパスとの交差点から図面中央のバイパスにかかります蟻尾山橋を北から南へ渡り切った交差点、鹿島市大字高津原字永清寺1552番地先まで認定していたものでございますが、今回、図面にピンクで表示いたしております部分の側道の整備により、琴路橋から高津原に上ってくる図面右側、蟻尾山大橋の南側に表示いたしております市道辻～吹上線の延長線となり、その後、議案第28号で辻～吹上線の延長をお願いいたします部分のバイパス側道との交差点、鹿島市大字高津原字坂口1902番1地先までの延長をお願いいたしますものでございます。

続きまして、議案第24号でございますが、説明資料19ページをごらんください。

この図面は、先ほどの議案第23号の図面を拡大した形となっております、図面東側が辻方面、西側が黒川橋方面となります。

この路線は、バイパス北側を黒川方面から吹上方面へ上るバイパス側道でございます。この市道も議案第23号の黒川～吹上1号線と同じく、平成12年に黒川側のバイパスとの交差点から、図面中央付近に表示いたしております蟻尾山橋付近の鹿島市大字高津原字永清寺1539番地先まで、図面でいいますと黄色とピンクの境目まで、黒川～吹上2号線として市道認定をしているところでございますが、今回、ピンクで着色いたしております部分の側道が、バイパスにかかります吹上橋北側の市道柿ノ木～永清寺線交差点、鹿島市大字高津原字永清寺1616番1地先まで完成いたしましたので、その延長をお願いいたしますものでございます。

次に、議案第25号でございますが、説明資料20ページをごらんください。

この図面も、東側が辻方面、西側が黒川橋方面となります。

この議案は、組知橋を起点として南へ西牟田郵便局前を通り、高津原の西ノ谷を蟻尾山方面へ向かう組知～高津原線の路線の短縮をお願いいたしますものでございます。

現在、この路線の終点は、図面の中央付近に表示いたしております蟻尾山橋を渡って東側に向かった市道高津原～公園線との交差点、鹿島市大字高津原字永清寺1607番1地先でござ

いますが、水色で着色いたしております区間が、先ほどの議案第23号でバイパスの側道として黒川～吹上1号線の延長をお願いいたしているところから、黒川～吹上1号線と重複いたしますので、その水色での着色区間を短縮し、蟻尾山橋を渡り切ったところ、鹿島市大字高津原字永清寺1606番3地先までに終点の変更をお願いいたすものでございます。

次に、議案第26号でございますが、説明資料21ページをごらんください。

図面は、上部中央の交差点が蟻尾山公園入り口交差点で、東側が蟻尾山大橋、右下が吹上公民館付近となります。

今回、ピンクで着色いたしております蟻尾山公園入り口交差点からバイパスの南側を並行に走っております横田～久保堤線との交差点までの区間が新たに整備されておりますが、この道路は水色で着色いたしております起点を現在のバイパスの北側の2車線用に確保されている用地内の鹿島市大字高津原字坂口1773番地1地先として、現在のバイパス用地を抜け、蟻尾山の展望台までの市道であります。

これを杉本堤～蟻尾山線の横田久保堤線との交差点までの区間の機能を代替するものとして、このピンクの区間は整備されたものでございます。そこで、このピンクで着色いたしました区間を、杉本堤～蟻尾山線の一部を代替するものとして、新たに杉本堤～蟻尾山線に組み入れ、蟻尾山展望台までの杉本堤～蟻尾山線とし、さらに、この杉本堤～蟻尾山線を蟻尾山公園線への名称変更をお願いいたすものでございます。

また、水色で着色いたしております杉本堤～蟻尾山線のうち、バイパス及び側道用地になっております鹿島市大字高津原字坂口1773番地1地先から鹿島市大字高津原字坂口1768番5地先までの区間の廃止をお願いいたすものでございます。

次に、議案第27号でございますが、説明資料22ページをごらんください。

この議案は、さきの議案第26号との関連でありまして、ピンクで着色いたしました市道杉本堤～蟻尾山線の一部につきましては議案第26号で説明いたしましたように、機能を別の道路、蟻尾山公園線に移しますようお願いしているところでございますので、この区間、議案第23号で延長をお願いしておりますバイパス側道の黒川～吹上1号線との交差点から横田～久保堤線との交差点までの区間を、杉本堤～蟻尾山線から分離いたしましたことに伴い、この区間、鹿島市大字高津原字坂口1768番5地先から鹿島市大字高津原字坂口1739番1地先を独立させまして、吹上線とさせていただきますものでございます。

次に、議案第28号でございますが、説明資料23ページをごらんください。この図面は右上は蟻尾山大橋で、中央の四差路が蟻尾山公園入り口交差点でございます。

この議案は、図面で蟻尾山大橋の南側に表示しております路線番号第17号辻～吹上線の路線の増減でございます。

この市道辻～吹上線は、起点を辻の田中医院さんと島本商店さんとの間の国道444号と交差する鹿島市大字納富分字琴路735番1地先から、琴路橋を渡り、バイパスで分断された形

となっております横田～久保堤線との交差点まで、現在バイパス内となっているところがございますが、水色で着色いたしております箇所がバイパスの整備に伴い道路としての機能がなくなっておりますので、ここを廃止し、ピンクで着色しておりますバイパス側道区間の市道乙丸～吹上線の交差点、鹿島市高津原字破石1778番1地先までを市道辻～吹上線として延長をお願いいたしますのでございます。

次に、議案第29号でございますが、説明資料24ページをごらんください。この図面も東側が辻方面で、中央の交差点が蟻尾山公園入り口交差点となっております。

議案第29号は、路線番号 243号市道辻～吹上線2号線の路線の短縮と名称変更でございます。

市道辻～吹上2号線は、図面でピンクと水色で着色いたしております市道で、横田～久保堤との交差点、現在はバイパス用地となっております鹿島市大字高津原字広瀬1879番地1地先から、市道高津原公園線との交差点、鹿島市大字高津原字谷頭1685番地1地先までであります。水色で着色いたしております区間がバイパス及びその側道となりましたので、その短縮をお願いいたしますのでございます。

また、このことにより、先ほどの市道辻～吹上線との連続性がなくなりましたこともあり、辻～吹上2号線から、吹上～西堤線へ名称変更をお願いいたしますのでございます。

以上、7議案がバイパス開通に伴う路線変更でございます。

最後に、議案第30号でございますが、説明資料25ページをごらんください。

この路線は伏原～味島線と申しまして、伏原の集落内を走る市道でございます。終点は塩田町と境界を接しております。この図面では東側が高津原方面で、西側が塩田町となり、黄色で着色いたしておりますのが鹿島市道、オレンジ色で着色いたしておりますのが塩田町の町道で、変更区間をピンクで着色いたしているものでございます。

このピンクで着色いたしております80メートルの区間につきまして、塩田町の道路台帳と照合いたしましたところ、鹿島市内であるにもかかわらず、塩田町道として認定されておりますことが判明いたしましたので、それを塩田町の方で廃止していただきまして、鹿島市道として認定をお願いいたしますのでございます。

以上で市道の路線変更8議案につきましての説明を終わりますが、これらの件につきましても市道認定委員会を経てお諮りしているところでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

一括して審議に入ります。10番北原慎也君。

○10番（北原慎也君）

済みません、今認定されようとしているところ、どこを見てもいいんですが、ちょっと私、22ページをあけておりますので、吹上の交差点のところですね、交差点のところ空き地が

あるんですよね、空き地が。ちょうど交差点のところですよ。今、認定された道路がぐるっと回っていますよね。そうすると、国道と市道の間には空き地があるわけですよ。（「国道の下側ですか」と呼ぶ者あり）そうです、下側も上側もあるわけですよ。両方ともあります。そこはどのようなふうになるわけですかね。まだ認定になっていないみたいですが。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

御質問にお答えいたします。

今御質問の箇所につきましては、今、県の方と、どちらでどういう形で管理をするかを協議いたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

10番北原慎也君。

○10番（北原慎也君）

管理をどちらでするかということで、今のところはまだ夏場を迎えていませんからいいよなもの、ちょうど一番交差点で車が寄ってくる場所、そこが今から今度は草が生えてくるわけですよね。そうすると、見たんかぎにゃ、やっぱり高津原でせんばなんかいというような話が今出ているわけですよ。そういうことでどういうふうにするのかね。

この土地と、もう一つはこの地図で言うと、蟻尾山公園の蟻尾山のところね、公園入り口交差点の蟻尾山公園の上の方、地図で言う上というは北の方になつとかな、そこの市道が切れていますよね。吹上橋の方からずうっとおりてきますよ。それから、この22ページの地図でいうと、上の方の既設市道、そこから入り込んでいく道がありますよね。観覧運動広場の方に行かれる、あの道がありますよね、これの認定はあっていませんよね、今回は。そうすると、そこはどうかかなということですよ。今のところは吹上橋の方から真っすぐおりてきて、途中で切れています、途中でね。そして、観覧運動広場の方に入って、また舗装がしてあります。そっちの方から来たところと両方切れているわけですよ。そこはどのようなふうにするおつもりなのか。切れたところがあります。これは買収できていないと思うんですね、そこはどう。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

今、議員申されますように、計画上は側道として整備する予定でありましたこの吹上橋、黄色と蟻尾山公園の北側に蟻尾山公園入り口交差点として表示しています北側のところの側道が未完成という形になっております。ここは今の段階では整備されておきませんので、市

道としての認定要件を満たしていないということで、今回の認定のお願いをしていないという状況です。

ここの管理をどうするのかということにつきましては、基本的にまだ側道としての整備ができ上がっておりませんので、県の方で管理をお願いしたいということで、こちらの方は申し上げているところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

10番北原慎也君。

○10番（北原慎也君）

くどいようですがね、どうしてこういうことを言っているかということ、まだ完成しないうちに黒川の方から上がってきて、一方通行みたいにした時期がありましたよね。そうすると、その坂道がまだ認定されていないと。そうすると、だれが管理するかということになって、その草はだれが払うかというようなことをここで質問したことがあります。それで、外側は市がする、国道に沿った内側の方は県がしますというようなことを言われたわけですが、今のようなことが、これまた出てくるわけですよ。そういう関係にあるわけですから。市道と国道の間に空き地があるみたいな形になっていますから、そして、もう1箇所は切れた形になっていますから、そうすると、それは国が、県が管理をするということになりますと、その間にあるところの土地はだれが管理するのかということになるわけで、そこら辺については、いいです。ぜひ区長と詰めて話をさせていただきませんか。そういうことでお願いしておきます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

一括して討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第23号 市道の路線変更については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第23号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 市道の路線変更については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第24号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 市道の路線変更については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第25号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 市道の路線変更については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第26号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 市道の路線変更については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第27号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 市道の路線変更については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第28号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 市道の路線変更については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第29号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 市道の路線変更については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第30号は提案のとおり可決されました。

これをもちまして本日の日程を終了いたします。

次の会議は明12日、午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会をいたします。

午後 4 時48分 散会